次世代育成支援後期行動計画

竹田市すこやか行動計画

～ひとみかがやく竹田っ子～

平成22年３月

大分県 竹田市

はじめに

近年、少子高齢化の進行や長引く景気低迷、環境問題など、私たちを取り巻く社会情勢は一段と厳しさを増しており、とりわけ急激に少子化が進む状況は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが危惧されています。

さらに、核家族化、共働き家庭の増加に伴い、家庭、地域での相互交流の希薄化や子育て力の低下が要因と思われる事件や事例があとを絶たない現状にあり、子どもをめぐるさまざまな問題が深刻化・複雑化しています。

国においては、少子化の流れを変え、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成するため、平成１５年７月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律では、国、地方公共団体、企業等で子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組みを推進することとされており、これに基づき全ての市町村で「次世代育成支援行動計画」が策定され、平成１７年度から全国一斉にさまざまな対策が進められてきました。

本市においても、平成１７年３月に「竹田市すこやか行動計画（前期計画）」を策定し、次世代法の趣旨を踏まえ、また、大分県が策定した「おおいた子ども・子育て応援プラン」と緊密な連携を図りながら、すべての子育て家庭を応援し、支援するまちの実現に向けた取組みを推進してきました。

今回策定しました行動計画（後期計画）は、実施期間を平成２２年度から平成２６年度の５年間とし、前期計画の成果と課題を踏まえ、今後の支援施策の基本的方向を示すものとしています。

子どもは、「次世代を担う財産」であり、少子化対策・子育て支援は、まさに「未来への投資」です。これは、世代を超えて全ての人がその役割を果たす、社会全体で取り組むべき課題と言えます。

今後、国、県をはじめ関係団体や地域社会との連携を図りながら、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、子どもを安心して生み・育てることができる環境を整備してまいりますので、市民皆様の一層のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えをいただきました関係者の方々をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました多くの市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成２２年３月

竹田市長　首藤　勝次

もくじ

第１章　計画策定にあたって
１　計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２　計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
３　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
４　計画の策定体制と策定プロセス ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第２章　竹田市の現状
１　人口及び児童数等の推移
（１）人口の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（２）出生数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（３）世帯数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（４）初婚年齢の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（５）合計特殊出生率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
２　将来人口の推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
３　産業構造と男女別就業者数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
４　子育て支援サービスの現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
５　保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の現状 ・・・・・・・・・・ 23

第３章　前期行動計画の検証
１　アンケート結果からみた前期計画の現状 ・・・・・・・・・・・・・ 27

第４章　行動計画の基本的な考え方
１　計画の理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
２　計画の基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
３　竹田市すこやか行動計画体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第５章　施策の展開
基本方針１：家族とのふれあいがある
①家族団らんの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
②子育てを気遣う温かなふれあいの推進 ・・・・・・・・ 42
③家庭の教育力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
基本方針２：ふるさとを愛し、感動する体験の場がある
①人や自然とのふれあいの促進 ・・・・・・・・・・・・ 47
②郷土の文化・伝統・歴史に関する学習の充実 ・・・・ 48
③スポーツに親しむ機会の提供 ・・・・・・・・・・・・ 49
④身近に芸術や文化に接する機会の提供 ・・・・・・・・ 50
基本方針３：思春期を考える
①「生」と「性」を考える学習の充実 ・・・・・・・・・ 53
②自己肯定感、自己決定能力の向上 ・・・・・・・・・・ 54

基本方針４：子育ての支援がある
①子育て支援サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・ 57
②子育て支援サービスに関する情報提供の充実 ・・・・ 64
③子育て支援者の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
④地域ぐるみの子育て支援の充実 ・・・・・・・・・・ 66
基本方針５：子育てしながら仕事が続けられる
①男女共同参画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
②ワーク・ライフ・バランスの推進 ・・・・・・・・・・ 70
基本方針６：安心して教育を受けられる
①すこやかに育ち学べる教育環境づくり ・・・・・・・・ 72
②いじめ・不登校やひきこもりへの対応 ・・・・・・・・ 74
③教育費の支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
基本方針７：心身の健康保持・増進ができる
①すこやかな発育・発達のための健診や教室の実施 ・・・ 79
②食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
③親になるための健康づくりへの支援 ・・・・・・・・・ 82
④適切な医療サービスの紹介 ・・・・・・・・・・・・・ 83
基本方針８：要保護児童への支援がある
①子どもの人権に関する学習の推進 ・・・・・・・・・・ 86
②児童虐待の防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
③ひとり親家庭への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・ 89
④障がい児への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
基本方針９：安心・安全に過ごせる環境がある
①若者の定住促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
②子育てしやすい生活環境づくり ・・・・・・・・・・・ 94
③子どもを交通事故等から守る取組み ・・・・・・・・・ 95
④子どもを犯罪等から守る取組み ・・・・・・・・・・・ 96

第６章　目標事業量及び点検・推進体制
１　後期行動計画の目標一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
２　評価指標の点検・評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

資料編
１　策定委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
２　策定委員会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
３　策定実務部会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
４　用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

第１章
計画策定にあたって

１　計画策定の背景

国は、平成２年の「1.57 ショック」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援等子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成６年に「エンゼルプラン」を策定し、保育サービスの充実を進めました。平成 11 年の見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

平成 15 年 7 月に次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主は行動計画を策定することを通して、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

結婚や出産は言うまでもなく個人に委ねられるものですが、少子化の進行により、子どもや家庭、地域社会、経済社会に次のような影響を及ぼすことが考えられます。

①子どもや家庭への影響

・子ども同士が切磋琢磨し、社会性を育みながら成長していく機会が減少します。
・小・中学校の統廃合が進み、遠距離通学を余儀なくされるケースなど、子どもへの負担が大きくなることが考えられます。

②地域社会への影響

・子どもが少なくなることにより、地域の活力・明るさが低下します。
・地域の伝統行事や文化の継承が困難になります。
・農林水産業の担い手不足が一層深刻化し、田畑や森林の管理が困難になるなど、環境保全の面での影響が懸念されます。
・特に過疎地においては、防犯、消防等に関する自主的な住民活動をはじめ、集落という共同体の維持さえ困難な状況になるなど、地域の存立基盤にも関わる問題が生じる可能性があります。

③経済社会への影響

・労働力人口が減少し、経済成長に対しマイナスの影響を及ぼします。
・年金、医療、介護等の社会保障費が増大し、社会保障制度の持続が困難になることが懸念されます。
・現役世代の社会保障費の負担増により、可処分所得が減少し、消費需要へ影響する可能性があります。

少子化対策は「未来への投資」

少子化対策は、まさに「未来への投資」です。家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み・育てることができる環境を整備し、子どもが等しく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み・育てる者が真に誇りと喜びを感じることができる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることは、世代を超えてすべての人がその役割を果たす、社会全体で取り組むべき課題です。

本市においても、平成 17 年 3 月に「竹田市すこやか行動計画」を策定し、次世代法の趣旨を踏まえ、また、大分県が策定した「おおいた子ども・子育て応援プラン」と緊密な連携を図りながら、すべての子育て家庭を応援し、支援するまちの実現に向けた取組みを推進してきました。

２　計画の位置づけ

本行動計画は、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく市町村行動計画として位置づけられます。

おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、行政、地域、事業者などすべての者を対象とし、竹田市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

本計画では、「竹田市すこやか行動計画」（前期計画）の基本理念を継承するとともに、「たけた活力創造計画 2006」など、関連する他の計画とも調和が保たれたものとします。

３　計画の期間

市町村行動計画等は５年ごとに、５年を１期として策定するものとされています。平成 17 年３月に策定された「竹田市すこやか行動計画」（前期計画）については、平成17年度から平成21年度までを計画期間としていることから、今回の行動計画（後期計画）については、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画の期間とします。

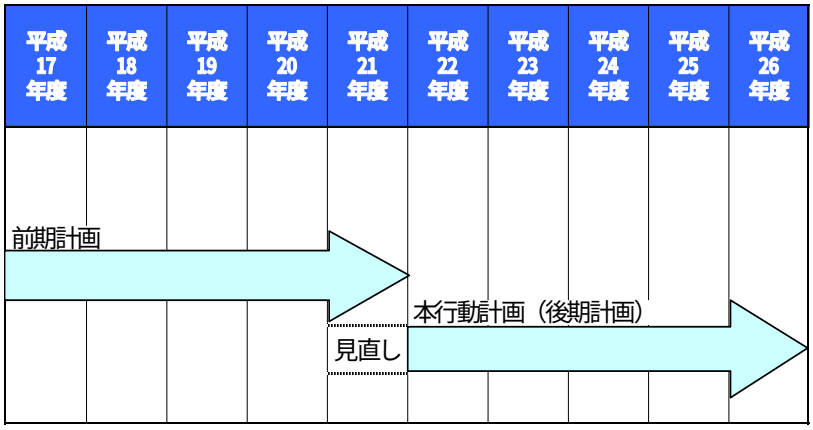

４　計画の策定体制と策定プロセス

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果などを基に、庁内関係部署による検討に加え、市民・関係団体等からなる「竹田市すこやか行動計画策定委員会」を設置し、協議、検討を重ねました。

また、パブリックコメント等を実施し、市民の意見を出来る限り反映させるよう取り組みました。

（１）「竹田市すこやか行動計画策定委員会」の設置

市民、子育て支援関係者（19 名）で構成する「竹田市すこやか行動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、協議、検討を行いました。

（２）「同行動計画策定実務部会」の設置及び行政機関内部での検討

次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、全庁的に意見集約、検討等を行うとともに、「策定委員会」の下に「策定実務部会」を設置し、あらゆる視点に立って行動計画策定を進めました。

（３）市民の意見反映

子育て家庭を対象にアンケートによるニーズ調査を実施するとともに、郵送、ファクシミリ、電子メールによる市民からの意見を求める場（パブリックコメント）を設け、計画策定に反映させました。

（４）市民への広報活動

ニーズ調査の実施及び計画策定等については、市ホームページや「広報たけた」に掲載し、市民への周知を図るなど、計画策定に向けての取組みの公開に努めました。

第２章
竹田市の現状

１　人口及び児童数等の推移

（１）人口の推移

平成 21 年 3 月 31 日現在の竹田市の総人口は、26,023 人となっています。このうち、15 歳未満の年少人口は 2,472 人で、総人口の 9.5%となっています。

また、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は、13,359 人で 51.3%、65 歳以上の老年人口は 10,192 人で 39.2%となっています。

総人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合は、平成 2 年から平成 21 年までの 19 年間で、16.0%から 9.5%と、約７ﾎﾟｲﾝﾄ減少しており、全国・大分県に比べて低く推移しています。一方で 65 歳以上の老年人口の割合は、22.8%から 39.2%となっており、約 16ﾎﾟｲﾝﾄ増加しています。

本市の人口推移と少子化動向　　（単位：人）

区分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
総人口		32,398	30,368	28,689	26,534	26,023
	15 歳未満	5,170 (16.0%)	4,203 (13.8%)	3,399 (11.8%)	2,767 (10.4%)	2,472 (9.5%)
	15～64 歳	19,856 (61.3%)	17,602 (58.0%)	15,619 (54.4%)	13,680 (51.6%)	13,359 (51.3%)
	65 歳以上	7,372 (22.8%)	8,563 (28.2%)	9,663 (33.7%)	10,080 (38.0%)	10,192 (39.2%)

資料：平成 2～17 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）、
　　平成 21 年は住民基本台帳(3 月 31 日現在）
※平成 12 年以前は、旧竹田市・旧荻町・旧久住町・旧直入町の合算値。
※小数点以下の処理の都合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

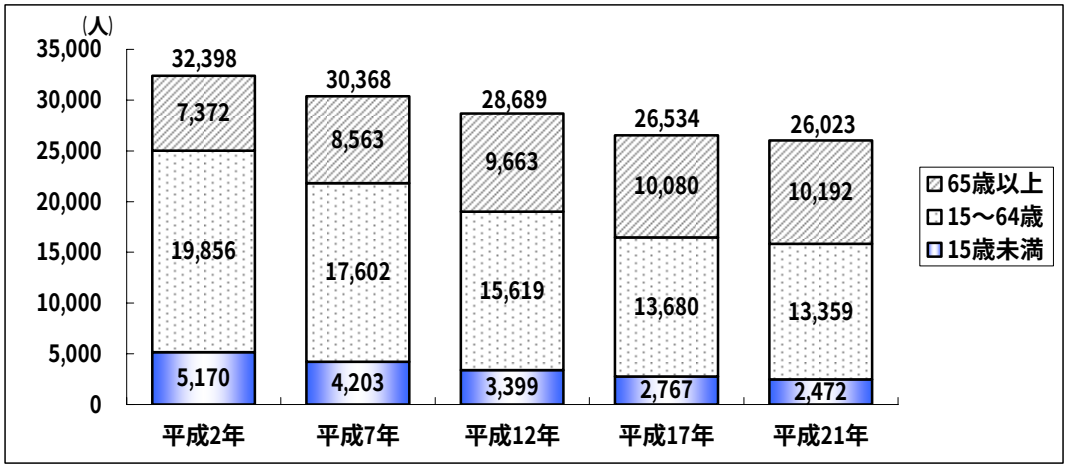

総人口に占める年少人口割合の全国・大分県との比較

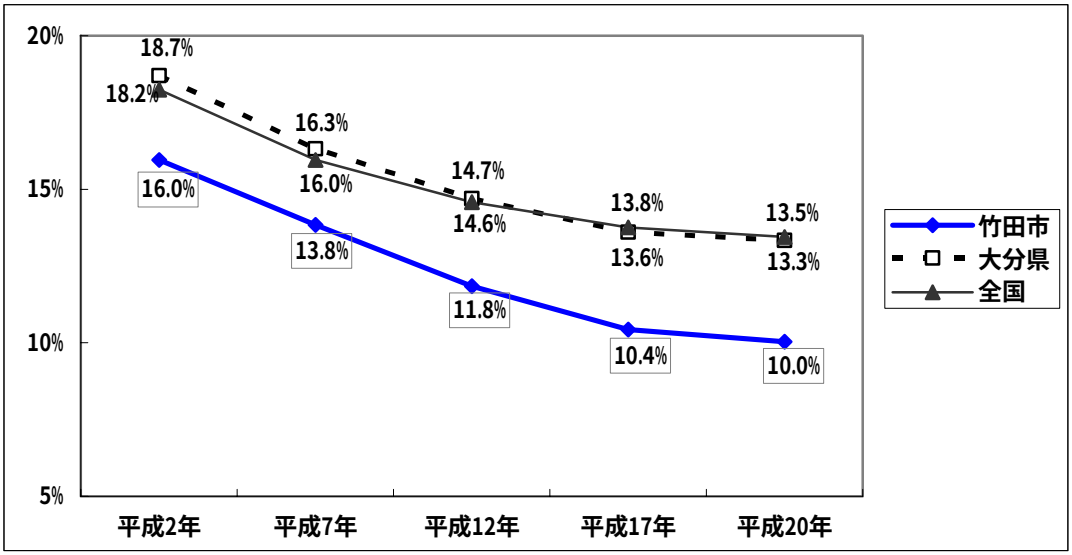

資料：平成 2～17年は国勢調査、平成20年は推計値（県企画振興部統計調査課：各年10月1日現在）

（2）出生数の推移

出生数は人口が減少する中、平成 19 年にかけて増加してきましたが、平成 20 年に再び減少に転じています。

出生数の推移

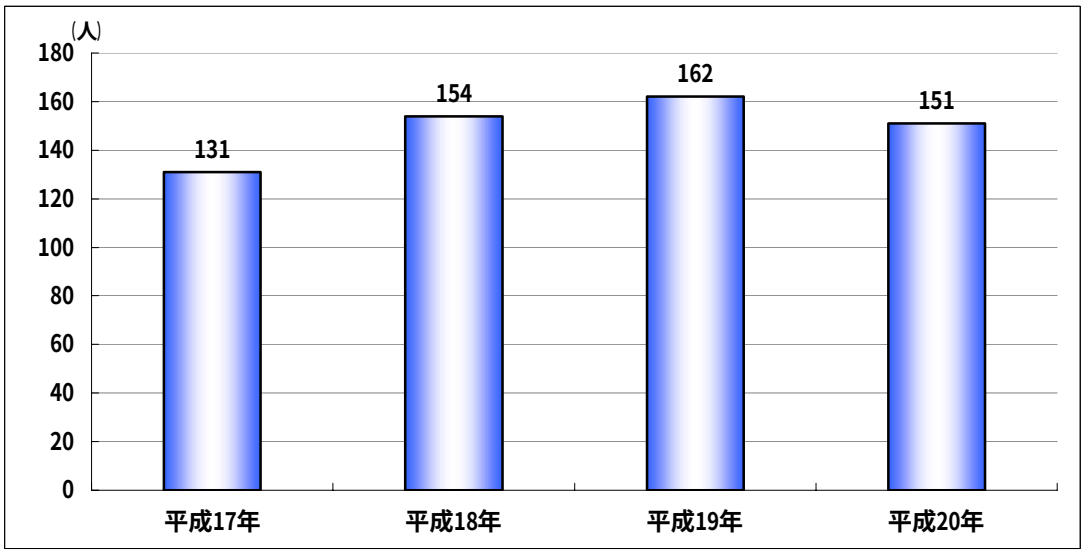

資料：竹田市住民基本台帳

（３）世帯数の推移

世帯数は人口が減少する中、横ばい状態にあり、核家族化が進展しています。

人口と世帯数の推移

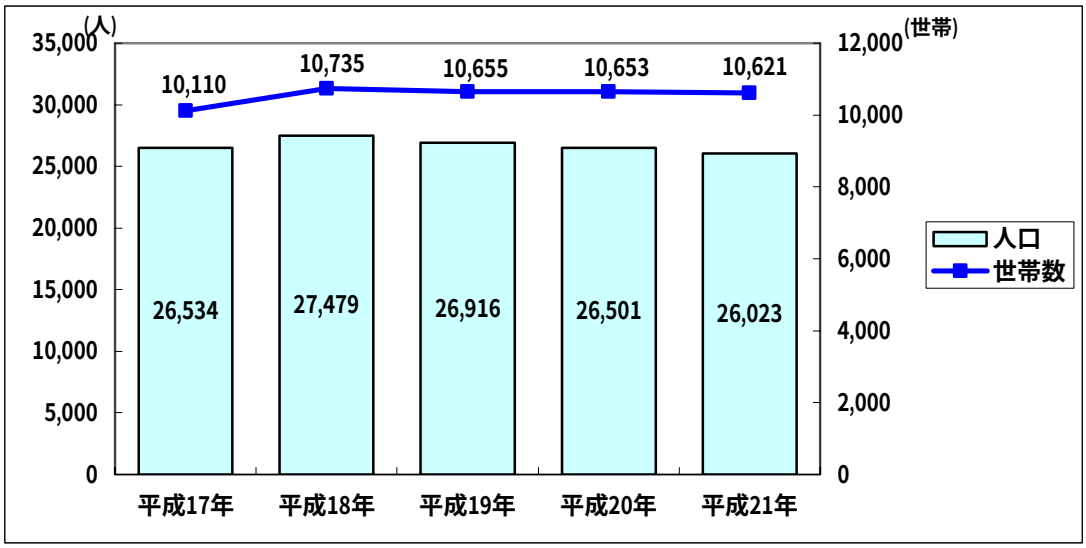

資料：総務省統計局「国勢調査」(平成17年)、住民基本台帳(平成18年～21年、各３月31日現在)

（４）初婚年齢の動向

初婚年齢を大分県と比較すると、男性は高めで女性は低めとなっていますが、いずれにしても男女とも上昇傾向にあります。

初婚年齢の推移

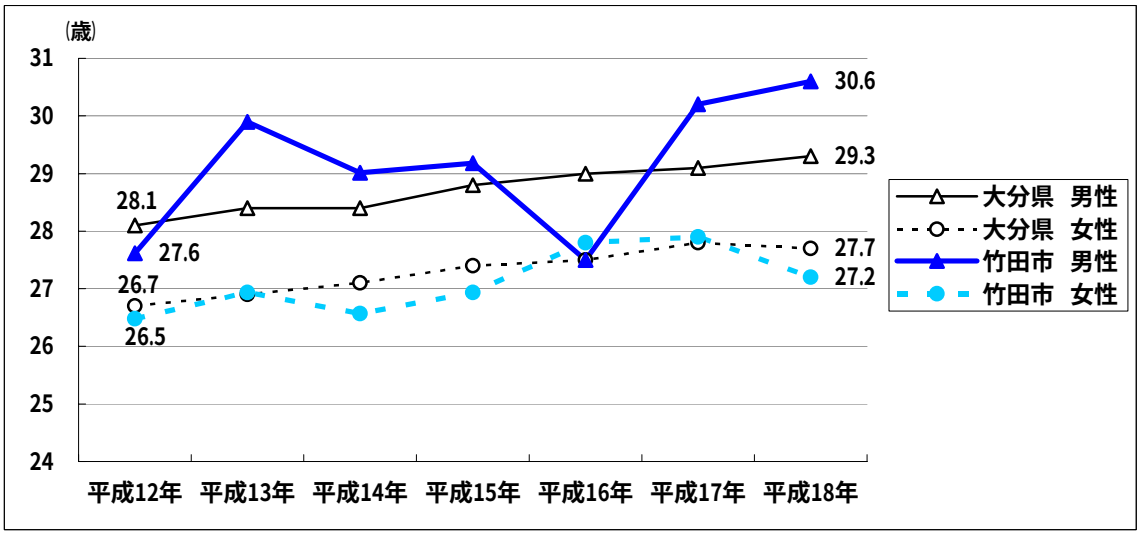

資料：大分県公衆衛生年鑑

（５）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率を全国及び大分県と比較すると、大分県は全国を上回っています。本市は、大分県より高い水準で推移していますが、やはり減少傾向にあり、人口置換水準には遠く及びません。

合計特殊出生率の推移

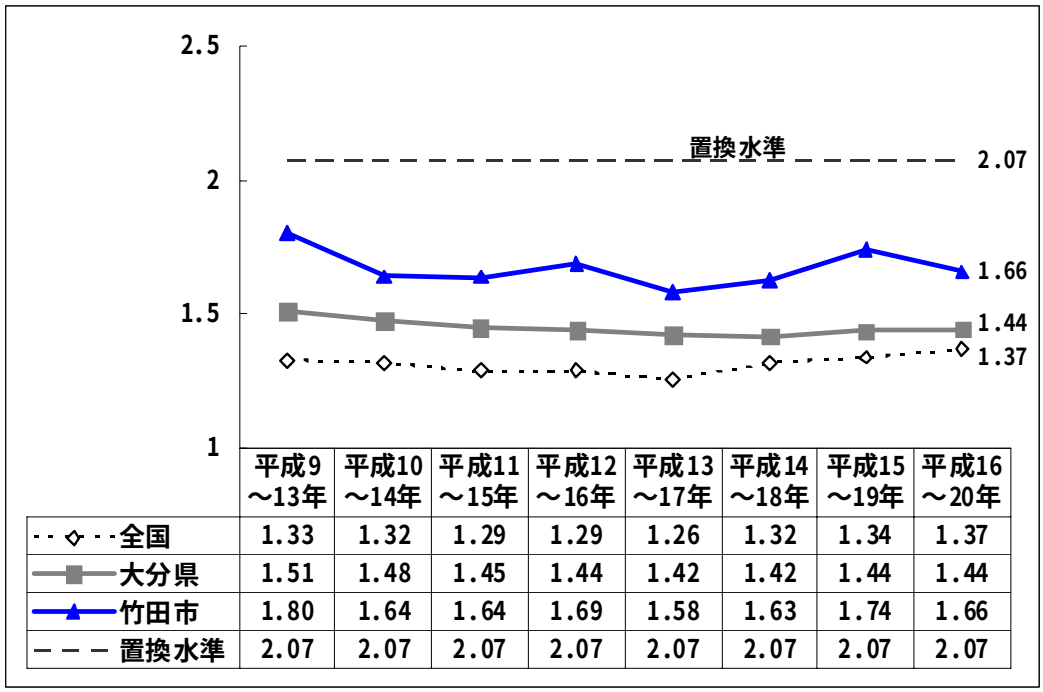

	平成9～13年	平成10～14年	平成11～15年	平成12～16年	平成13～17年	平成14～18年	平成15～19年	平成16～20年
全国	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37
大分県	1.51	1.48	1.45	1.44	1.42	1.42	1.44	1.44
竹田市	1.80	1.64	1.64	1.69	1.58	1.63	1.74	1.66
置換水準	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07

資料：大分県「毎月流動人口調査報告」、厚生労働省「人口動態統計」

２　将来人口の推計

本市の過去の人口推移を基に、その推計を行った結果が下図になります。

本市の人口は減少傾向にあり、平成 26 年の推計人口は、平成 21 年よりも 2,439 人少ない 23,584 人になると予測されます。

また、平成 26 年の年少人口(15 歳未満)は、平成 21 年よりも 391 人少ない 2,081 人になると予測されます。

本市の将来人口推計

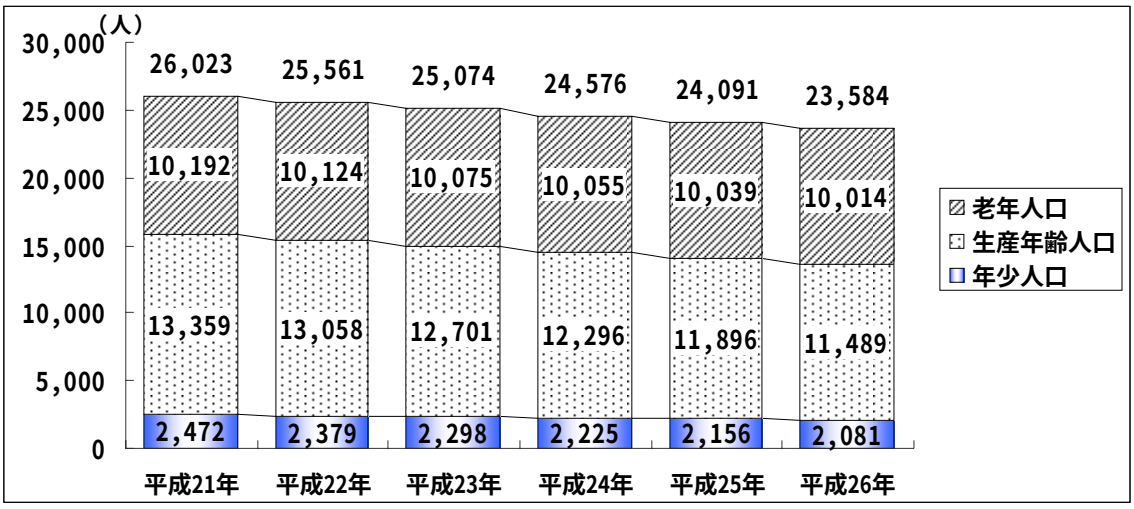

資料：平成12年、平成17年の国勢調査を基にコーホート変化率法及び婦人子ども比を用い推計
平成21年は３月 31 日実績

就学前児童の将来推計人口

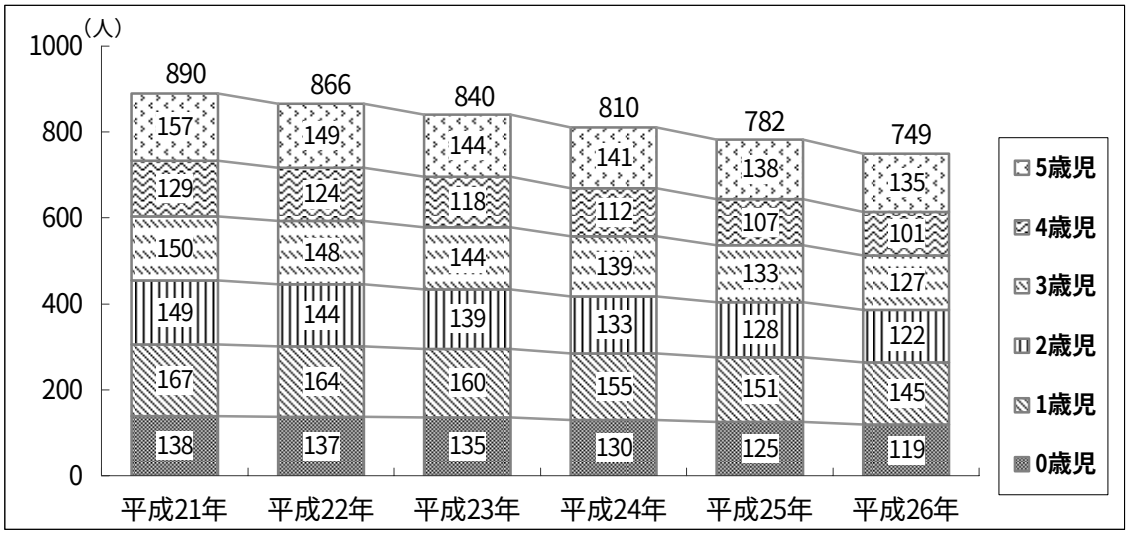

資料：平成12年、平成17年の国勢調査を基にコーホート変化率法及び婦人子ども比を用い推計
平成21年は３月 31 日実績

小学生の将来推計人口

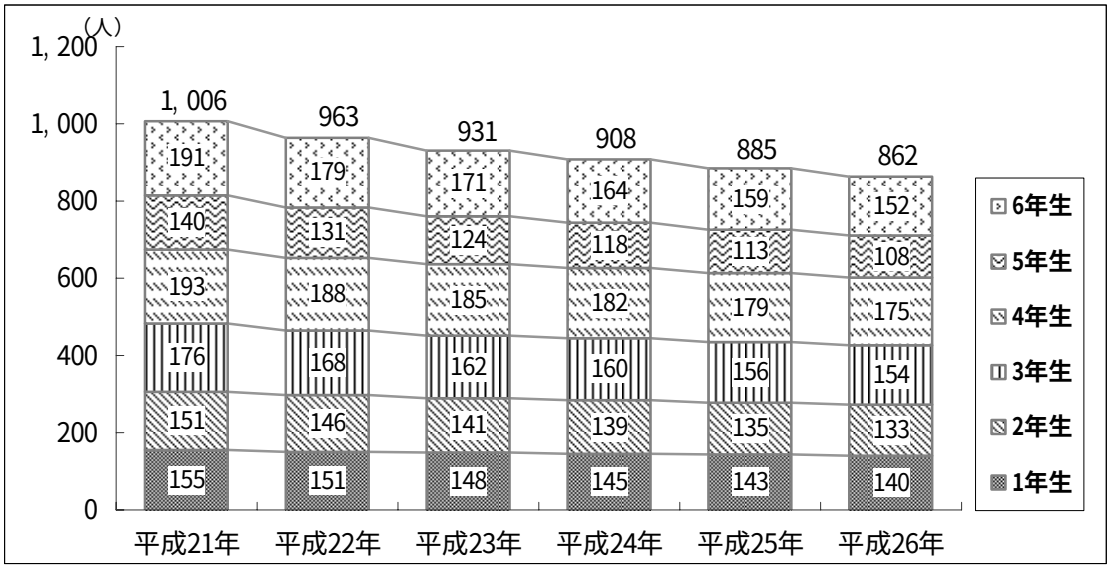

資料：平成12年、平成17年の国勢調査を基にコーホート変化率法及び婦人子ども比を用い推計
平成21年は 3 月 31 日実績

18 歳未満児童の将来推計人口

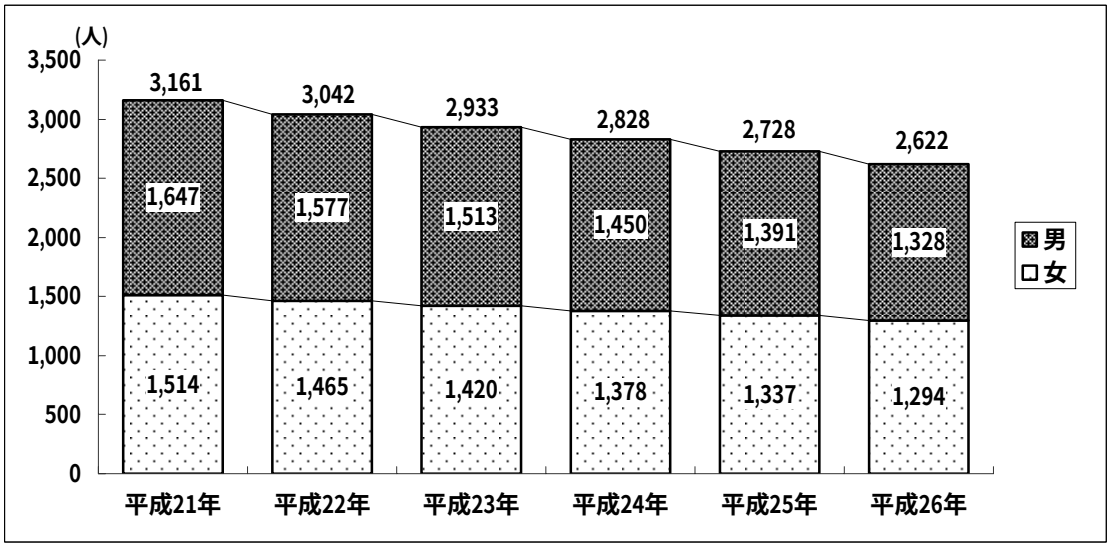

資料：平成12年、平成17年の国勢調査を基にコーホート変化率法及び婦人子ども比を用い推計
平成21年は 3 月 31 日実績

３　産業構造と男女別就業者数の推移

平成 17 年国勢調査における本市の全就業者数は 14,046 人で、就業率は 52.9%となっており、ほぼ横ばいとなっています。

産業別に見ると、第１次産業と第２次産業が減少、第３次産業が増加となっていますが、県平均に比べると第１次産業のウエイトが高いのが特徴です。

女性の就労比率は、平成７年 47.2%に対し、平成 17 年で 45.6%と微減となっています。

産業別就業者数

区分	平成２年		平成７年		平成 12 年		平成 17 年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
総人口	32,398	-	30,368	-	28,689	-	26,534	-
就業者数	17,253	53.3%	16,459	54.2%	15,198	53.0%	14,046	52.9%
第１次産業	7,069	41.0%	5,904	35.9%	4,950	32.6%	4,661	33.2%
農業	6,943	40.2%	5,796	35.2%	4,865	32.0%	4,582	32.6%
その他	126	0.7%	108	0.7%	85	0.6%	79	0.6%
第２次産業	2,960	17.2%	3,235	19.7%	2,970	19.5%	2,161	15.4%
建設業	1,668	9.7%	1,880	11.4%	1,715	11.3%	1,325	9.4%
その他	1,292	7.5%	1,355	8.2%	1,255	8.3%	836	6.0%
第３次産業	7,220	41.8%	7,320	44.5%	7,252	47.7%	7,212	51.3%
サービス業	3,169	18.4%	3,357	20.4%	3,623	23.8%	4,197	29.9%
その他	4,051	23.5%	3,963	24.1%	3,629	23.9%	3,015	21.5%
分類不能	4	0.0%	0	0.0%	26	0.2%	12	0.1%

資料：国勢調査報告（総数は労働力状態「不詳」を含む。）

産業３部門別就業者割合

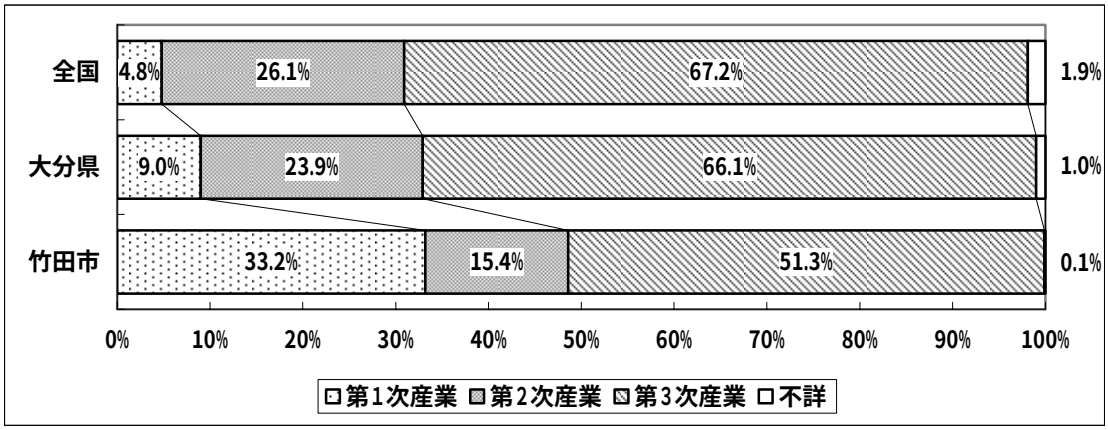

資料：平成 17 年国勢調査

男女別就業者数　　（単位：人）

区　分	平成 7 年			平成 12 年			平成 17 年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
就業者数	16,459	8,902	7,557	15,205	8,218	6,987	14,046	7,606	6,440
比　率	54.2%	62.0%	47.2%	53.0%	60.9%	46.0%	52.9%	61.3%	45.6%

資料：国勢調査報告　※ 平成12年以前は、旧竹田市・旧荻町・旧久住町・旧直入町の合算値

男女別就業比率の推移

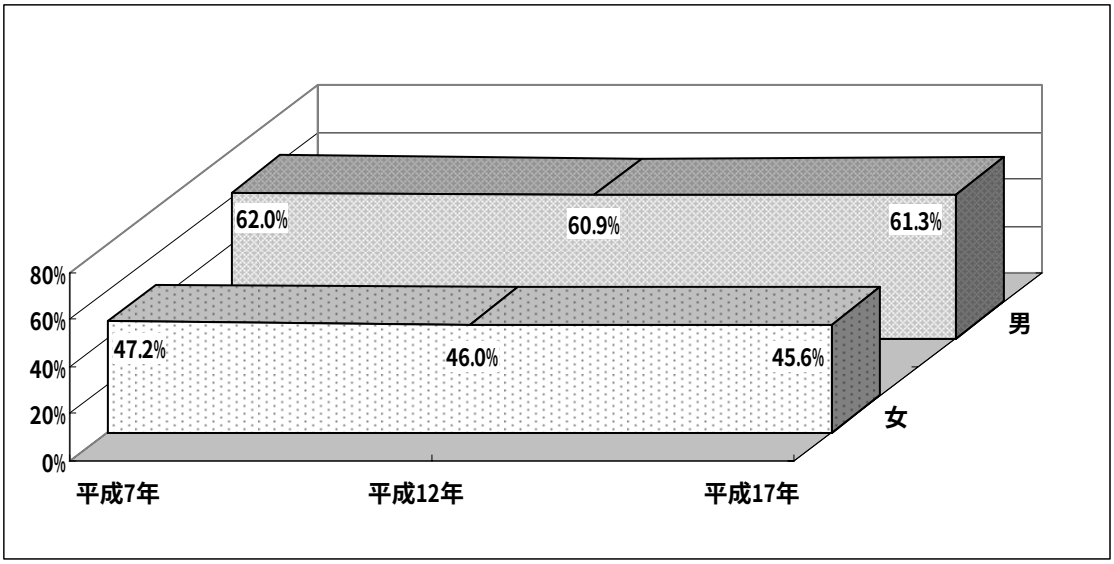

４　子育て支援サービスの現状

現在実施している主な子育て支援サービスは以下の事業があります。

一時預かり		
	名称	日時
1	竹田保育所	8:30～17:00　（除く日曜日・祝日・年末年始）
2	荻保育所	8:30～17:00　（除く日曜日・祝日・年末年始）
3	小羊保育園	8:30～17:00　（除く日曜日・祝日・年末年始）
4	玉来保育園	8:30～17:00　（除く日曜日・祝日・年末年始）

休日保育		
	名称	受入可能人員
1	久住保育所	10 人程度

延長保育		
	名称	延長時間
1	小羊保育園	保育時間 7:30～19:00（延長 30 分）
2	なおいり保育園	保育時間 7:00～19:00（延長 60 分）
3	久住保育所	保育時間 7:30～19:00（延長 30 分）
4	玉来保育園	保育時間 7:30～19:00（延長 30 分）

児童館		
	名称	日時等
1	竹田市児童館	竹田市社会福祉協議会に委託。荻福祉健康エリア施設内 3 月～10 月…9:30～18:00、11 月～2 月…9:00～17:30 （土曜日・祝日 8:30～17:00） 休館日…日曜日・年末年始

つどいの広場		
	名称	日時等
1	竹田っ子すこやか広場	ＮＰＯ法人「夢苞」に委託。 南部幼稚園内の「こじかクラブ」施設内 9:30～14:30 休館日…土曜日・日曜日・年末年始

ファミリーサポートセンター		（平成 21 年 10 月 1 日現在）
	名称	所在地等
1	ゆめいかだ	ＮＰＯ法人「夢苞」に委託。 南部幼稚園内の「こじかクラブ」施設内 提供会員　68 名 依頼会員　107 名 提供・依頼会員　5 名

放課後児童クラブ			（平成 21 年 10 月 1 日現在）
	クラブ名	会員数	小学校区
1	南部こじかクラブ	60	南部小学校
2	竹田こねこクラブ	36	竹田・豊岡小学校
3	荻町放課後児童クラブ	18	荻小学校
4	久住校区学童保育	18	久住小学校
5	都野校区学童保育	27	都野小学校
6	白丹校区学童保育	16	白丹小学校
7	なおいり学童保育	17	直入小学校
8	すごうキッズ	17	菅生小学校

放課後子ども教室			（平成 21 年 10 月 1 日現在）
	教室名	会員数	小学校区
1	竹田・豊岡放課後子ども教室	44	竹田小学校・豊岡小学校
2	岡本放課後子ども教室	23	岡本小学校
3	南部放課後子ども教室	57	南部小学校
4	祖峰放課後子ども教室	7	祖峰小学校
5	菅生放課後子ども教室	14	菅生小学校
6	宮城台放課後子ども教室	11	宮城台小学校
7	城原放課後子ども教室	8	城原小学校
8	荻放課後子ども教室	26	荻小学校
9	久住放課後子ども教室	22	久住小学校
10	白丹放課後子ども教室	9	白丹小学校
11	都野放課後子ども教室	12	都野小学校
12	直入放課後子ども教室	29	直入小学校

母親クラブ		（平成 21 年 10 月 1 日現在）
	クラブ名	会員数
1	ひよこクラブ	21
2	小羊母親クラブ	61
3	たんぽぽの会	20
4	久住町母親クラブ	20
5	すこやかクラブ	26

子育てサークル等			
	名称		開催場所
1	子育てサークル		
	①	ひよこクラブ	竹田っ子すこやか広場
	②	たんぽぽの会	荻福祉健康エリア
	③	やんちゃクラブ	久住保健センター
	④	すこやかクラブ	直入保健福祉センター
2	外国人妻の会		竹田市総合社会福祉センター
3	ひだまりの会		竹田市総合社会福祉センター

この他、下記の事業等があります。

	事業名	事業内容
1	竹田市出産祝金の交付	少子化が進展する中、竹田市民（住民基本台帳又は外国人登録原票に記載された者）が次代を担う子どもを出産したことを祝い、出産祝金を交付する。受けることができる者は、竹田市民であって子どもを出産した者。 第１子及び第２子・・・２万円 第３子以降・・・・・・５万円
2	学校支援地域本部事業	小・中学校を支援しながら地域の大人がつながりあい、地域力を強めて子どもたちを見守り、青少年が健全に育つ社会を創ることを目的に実施しています。 学習補助、専門的な知識の伝達、環境整備や施設の維持補助等を行っています。
3	母子健康手帳の交付	妊娠の届け出により、母子健康手帳を発行し、母と子の包括的健康管理、妊娠、出産、育児の記録として活用しています。

4	安心マタニティるーむ	妊婦や家族を対象に２回１クールで年４クール実施し、妊娠から出産までの知識を身につけると共に、妊婦同士の仲間づくりを行っています。
5	妊婦歯科検診	幼児健診と同時開催。 妊娠中および子どもの口腔衛生について学ぶ場です。
6	3･6･12 か月児健診	発育、発達の異常を早期に発見し、健全発達を支援すると共に疾病を早期に発見、予防します。
7	1 歳 6 か月児健診	発育、発達の異常を早期に発見し、健全発達を支援すると共に疾病を早期に発見、予防します。
8	3 歳児健診	発育、発達の異常を早期に発見し、健全発達を支援すると共に疾病を早期に発見、予防します。
9	5 歳児健診	発達障がいの早期発見、早期適正支援の場。就学に向けての支援を行います。
10	幼児クリニック（心理）	発育発達の遅れを早期に発見し、早期療育につなげる支援を行うため、児童心理士による面接指導を実施しています。
11	5 歳児健診フォロー相談会	５歳児健診要フォロー児のフォロー及び早期適正支援のため、大分大学教育福祉科学部の臨床心理士による面接指導を実施しています。
12	すくすく子育てるーむ	食生活を通じて、児の発達・子育てを学ぶ場。離乳食の調理実習を通して親・子同士の交流を推進します。
13	ＮＰプログラム教室	グループワークによる参加者中心の親育て教室。育児不安の解消、子育てについて考える場を提供しています。
14	歯みがき教室	歯科保健について学び、虫歯予防する目的で、幼稚園・保育所で保護者参観日等に歯科衛生士による歯科保健指導を実施しています。
15	子育て講演会	４地域で小児科医による子どもの発達と家庭看護についての講演会を実施し、子どもの成長や子育てについて学習しています。
16	母子訪問	産後うつ等の母親のメンタルヘルス対策、児の健全育成、虐待予防のため保健師による出生児全数訪問や要フォロー者の訪問を実施しています。
17	母子保健推進員による訪問	出生児とお母さんを地域で孤立させないよう、母子保健推進員による出生児全数訪問を行っています。
18	ケース会議	養育環境上の問題解決のため、関係機関との連携会議を開催しています。
19	子育て支援連絡会	４地域ごとに、子育て支援関係機関が連携し、定期的に開催しています。
20	乳児ふれあい体験	命の大切さを学び正しい性の知識を得るため、乳児健診で高校生の乳児ふれあい体験を実施しています。

21	エイズ予防講演会	エイズや性感染症について正しい知識を得るため、高校生を対象に講演会を実施しています。
22	ゆうあいみーてぃんｇ	結婚適齢期の男女が出会う場と互いに学ぶ場を提供することで、参加者が生命の大切さ、家庭を築く役割等について理解し、安心と自信を持って結婚、出産、子育てができるよう支援するために開催しています。
23	こどもクッキング教室 （親子クッキング教室）	様々な食体験を通して生きることや健康について考え、食べる楽しさや大切さを学ぶ機会とするため、４地域で小学生を対象に実施しています。
24	食育プロジェクト	様々な食体験を通して生きることや健康について考え、食べる楽しさや大切さを学ぶ機会とするため、学童保育を対象に実施しています。
25	予防接種事業	予防接種法に基づき各種予防接種を実施しています。また、行政措置予防接種として平成 19 年 7 月から水痘・流行性耳下腺炎予防接種を無料で実施しています。

経済的支援		
	名称	内容
1	児童手当	小学校修了前までの児童の養育者に支給されます。 届出必要。所得制限あり。
2	子ども手当	中学校修了前までの児童・生徒の養育者に支給されます。 届出必要。所得制限なし。（平成 22 年 4 月施行）
3	保育料の軽減	認可保育所、認可外保育所（にこにこ保育事業）に入所している第 2 子以降 3 歳未満児を対象に実施しています。
4	乳幼児医療費の助成	小学校就学前児の通院・入院、歯科、調剤での医療費及び食事療養費を助成します。県の施策である１回 500 円の自己負担分も助成しています。
5	未熟児養育医療費の助成	療養を必要とする未熟児に対して、医療費の助成（県事業）を行っています。
6	小児慢性特定疾患医療費の助成	小児がんなど特定の疾患について、医療費の助成（県事業）及び日常生活用具給付事業（市事業）を行っています。
7	不妊治療費補助金の交付	不妊治療にかかった費用の一部を助成します。 医療保険適用外、医療保険診療の一部負担金も補助対象としています。

8	要保護・準要保護児童生徒就学援助	公立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するために、援助費を交付しています。
9	幼稚園就園援助	公立・私立幼稚園に就園する幼児の保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するために、奨励費を給付しています。
10	児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している母子家庭に所得に応じて支給されます。平成22年8月から父子家庭にも支給されます。
11	ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日の児童を監護するひとり親家庭の親及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童等の医療費の一部を助成します。
12	母子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。
13	育成医療費の助成	身体上の障がい・疾病を放置したら将来、障がいが残ると認められる児童に対する治療費の助成（県事業）を行います。
14	重度心身障がい児の医療費の助成	身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級等の重度心身障がい者(児)に対して、医療費の一部を助成します。
15	障がい児の就学援助	特別支援学級に就学する児童・生徒保護者の経済的負担を軽減するために、奨励費を給付しています。
16	障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるために、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の児童に支給されます。
17	特別児童扶養手当	身体又は知的に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。 届出必要。所得制限あり。
18	福祉手当	竹田市に1年以上住所を有する身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)に対して支給される市の手当です。
19	在宅重度心身障害者住宅改造費の助成	在宅の重度心身障がい者(児)に適するように住宅設備を改造する経費の一部を助成します。

５　保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校の現状

保育所(園)一覧表

		保育所(園)名	定員	開所時間	特別保育の実施状況（○は実施）			
					延長保育	一時保育	乳児保育	休日保育
公立	1	竹田保育所	60	7:30～18:00		○	○	
	2	荻保育所	90	〃		○	○	
	3	白丹保育所	45	〃				
	4	都野保育所	45	〃				
	5	久住保育所	60	7:30～19:00	○		○	○
私立	1	小羊保育園	60	7:30～19:00	○	○	○	
	2	玉来保育園	60	〃	○	○	○	
	3	なおいり保育園	60	7:00～19:00	○		○	

公立幼稚園一覧表　（平成 21 年 10 月 1 日現在）

	幼稚園名	定　員	入園率
1	竹田幼稚園	120	65.1
2	南部幼稚園	60	97.1
3	直入幼稚園	60	54.8

小学校一覧表　（平成 21 年 10 月 1 日現在）

	学校名	クラス数	生徒数	備考
1	竹田小学校	7	147	
2	岡本小学校	4	22	
3	豊岡小学校	7	84	
4	南部小学校	9	197	
5	祖峰小学校	4	42	
6	菅生小学校	4	46	
7	宮城台小学校	3	17	
8	城原小学校	4	22	
9	荻小学校	7	129	
10	白丹小学校	4	47	
11	久住小学校	7	88	
12	都野小学校	6	66	
13	直入小学校	7	98	
	計	73	1,005	

中学校一覧表				（平成 21 年 10 月 1 日現在）
	学校名	クラス数	生徒数	備考
1	竹田中学校	8	178	
2	竹田南部中学校	6	150	
3	緑ケ丘中学校	4	85	
4	久住中学校	4	60	
5	都野中学校	3	34	
6	直入中学校	3	48	
	計	28	555	

第３章
前期行動計画の検証

１　アンケート結果からみた前期計画の状況

行動計画の策定にあたっては、住民に最も身近な自治体としての役割を踏まえ、子どもと子育て家庭への支援を総合的かつ、きめ細かく行うべく、各地域の実情に応じた施策及び事業を行動計画に盛り込むことが必要であるとされています。

家庭や地域の子育て力が低下していく状況で、「すべての子育て家庭」「すべての親子」を対象とした子育て支援施策が必要となります。

そのため、サービスの量的・質的なニーズを把握するため、ニーズ調査を実施することが必要であり、竹田市においても平成 21 年１月に市内の子育て家庭約 2,000 世帯に対して調査を行いました。

	調査件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者	909 件	514 件	56.5%
小学生保護者	1,050 件	939 件	89.4%

このニーズ調査結果に基づき、前期計画における、①施策レベル、②事業レベルについて市民の目線で前期計画が子育て支援に効果をあげることができたかを検証しました。

①施策レベル

評価指標：後期計画策定のために実施したニーズ調査において、大分県下 12 市・3 町において統一の施策レベル評価指標として設定した、「地域における子育ての支援」、「母性並びに乳児・幼児等の健康の確保及び増進」、「職業生活と家庭生活との両立の推進」の３領域におけるアンケート結果

②事業レベル

評価指標：実施事業の周知度のアンケート結果

※以下、図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは限定条件に該当する人数)を表しています。

①施策レベル

（1）「地域における子育ての支援」

評価指標１「お母さんはゆったりとした気分で、子どもと過ごす時間がありますか」

就学前児童保護者では 65.1%、小学生保護者では 58.7%の人が、「ゆったりとした気分で、子どもと過ごす時間がある」と回答しています。

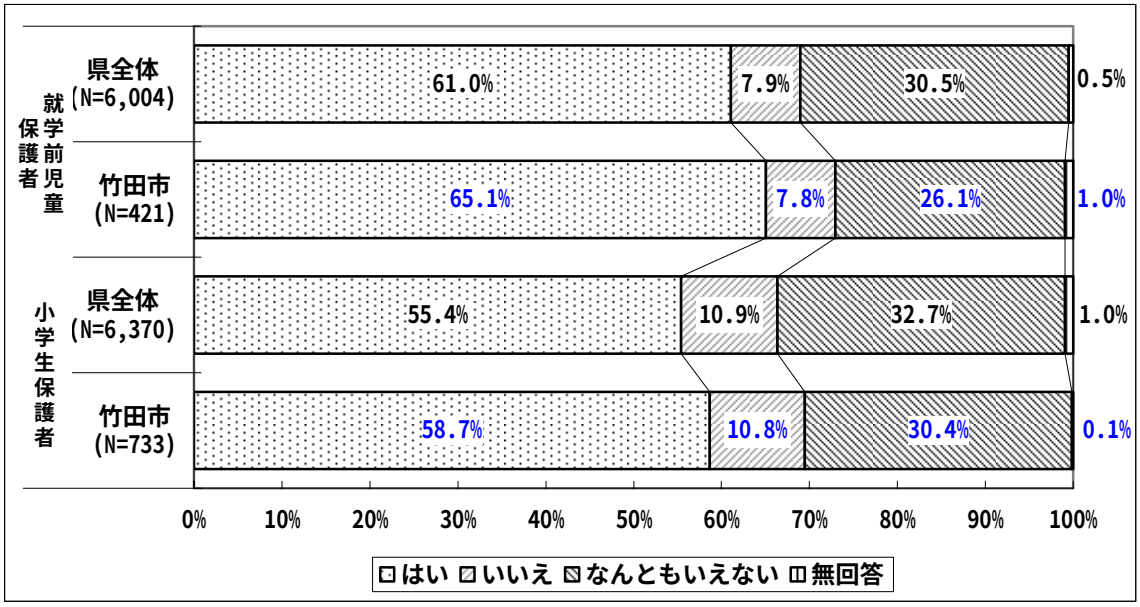

（県全体は、大分市、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 11 市・3 町の合計）

評価指標２「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか」

就学前児童保護者では、「十分に感じる」とした回答が 17.6%、「まあまあ感じる」とした回答が 54.1%となっており、合わせて７割以上の方が地域の人に子育てが支えられていると感じています。

小学生保護者では、「十分に感じる」とした回答が 21.3%、「まあまあ感じる」とした回答が 53.9%となっており、合わせて８割近くの方が地域の人に子育てが支えられていると感じています。

就学前児童・小学生保護者ともに、子育てが地域に支えられていると感じている人の割合は県全体より統計的に有意に高くなっています。

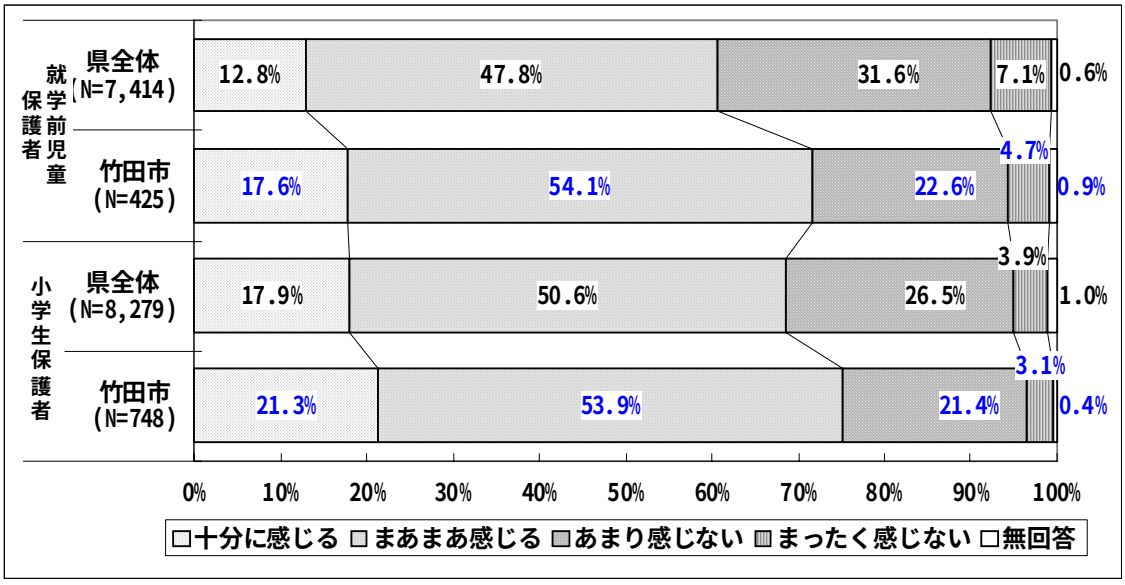

（県全体は、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 12 市・3 町の合計）

評価指標３「子育てについて、気軽に相談できる近所の人や友人がいますか」

就学前児童保護者では 84.9%、小学生保護者は 85.6%の人が、「気軽に相談できる近所の人や友人がいる」と回答しています。

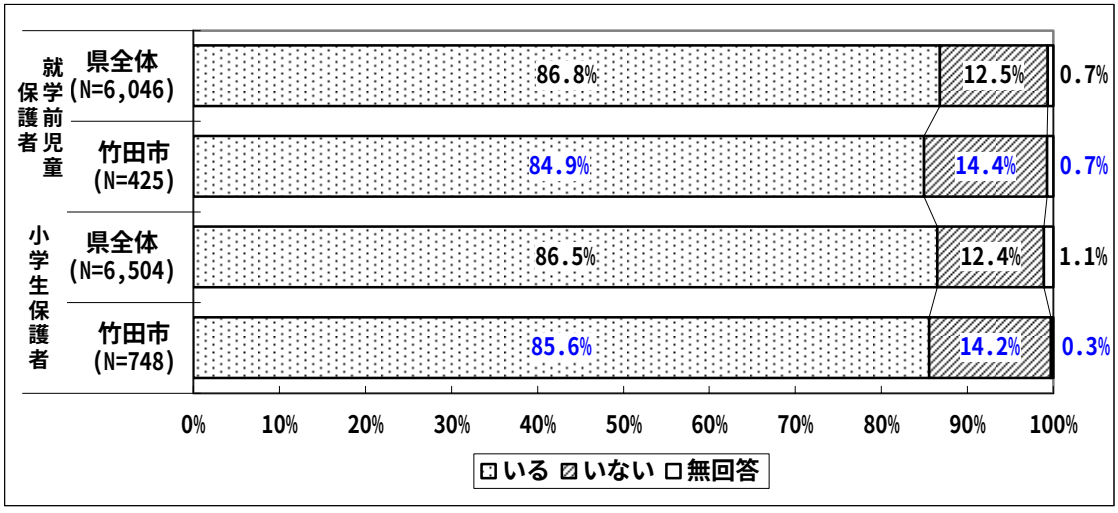

（県全体は、大分市、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 11 市・3 町の合計）

評価指標４「希望した時期や時間に保育サービス(子育て支援サービス)が利用できますか」

就学前児童保護者では 73.6%、小学生保護者では 48.0%の人が、「希望した時期や時間に保育サービス・子育て支援サービスが利用できる」と回答し

ています。

また、小学生保護者の「希望した時期や時間に保育サービス・子育て支援サービスが利用できる」割合が、県全体より統計的に有意に高くなっています。

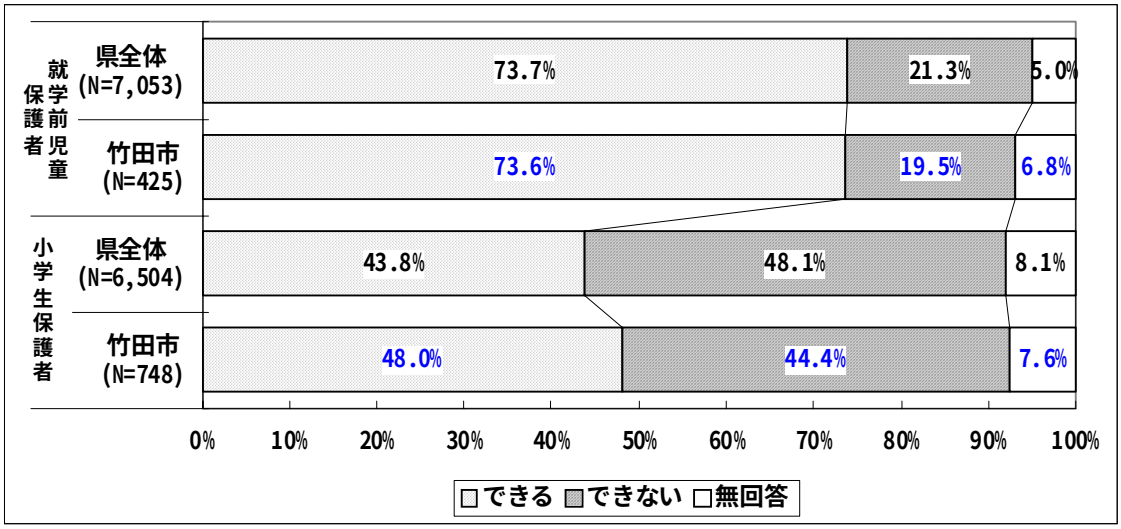

（県全体は、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 12 市・3 町の合計）

（２）「母性並びに乳児・幼児等の健康の確保及び増進」

評価指標１「妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感はいかがでしたか」

就学前児童保護者では 92.2%、小学生保護者では 90.9%の人が、「妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感があった(十分＋まあまあ)」と回答しており、就学前児童保護者は県全体より統計的に有意に高くなっています。

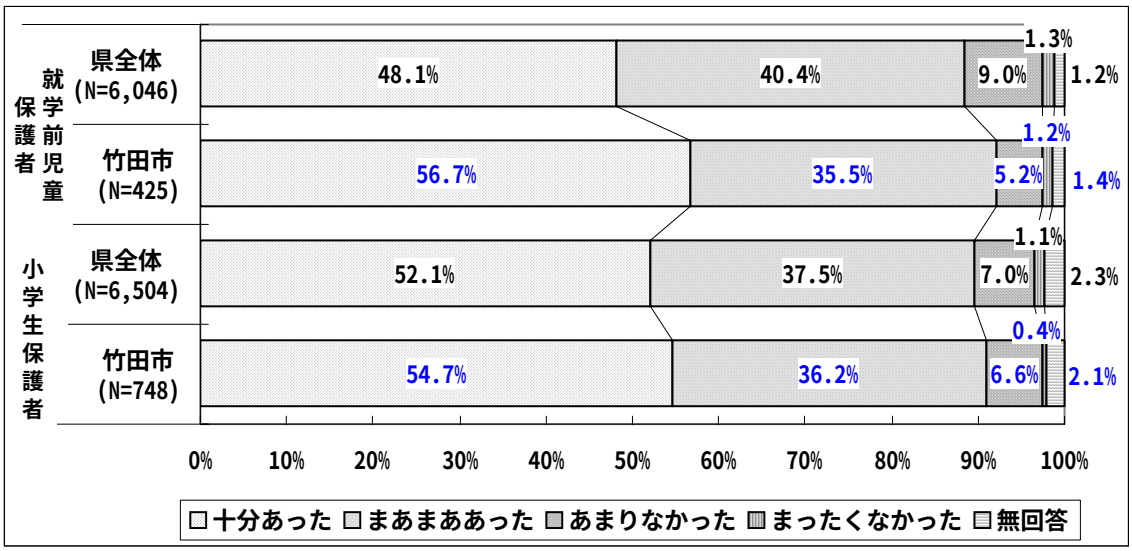

（県全体は、大分市、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 11 市・3 町の合計）

評価指標２「乳幼児健診を受け、安心感や満足感が得られましたか」

就学前児童保護者では 92.5%、小学生保護者では 92.8%の人が、「乳幼児健診を受け、安心感や満足感が得られた(十分＋まあまあ)」と回答しており、就学前児童保護者は県全体より統計的に有意に高くなっています。

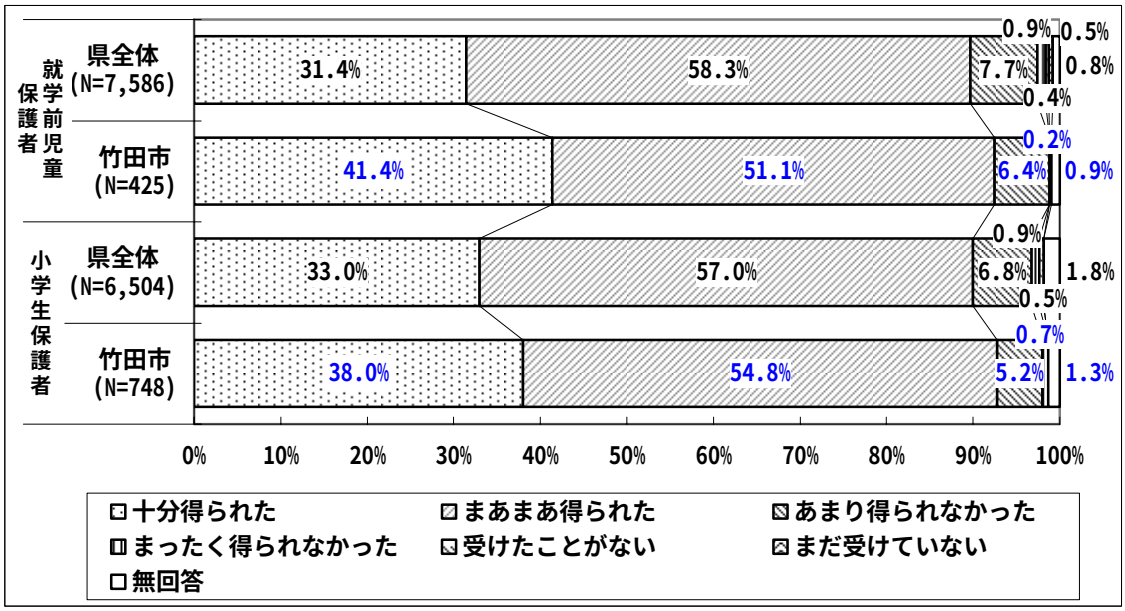

（県全体は、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 12 市・3 町の合計）

評価指標３「お子さんのかかりつけ医はいますか」

就学前児童保護者では 92.5%、小学生保護者では 84.8%の人が、「かかりつけ医がいる」と回答しています。

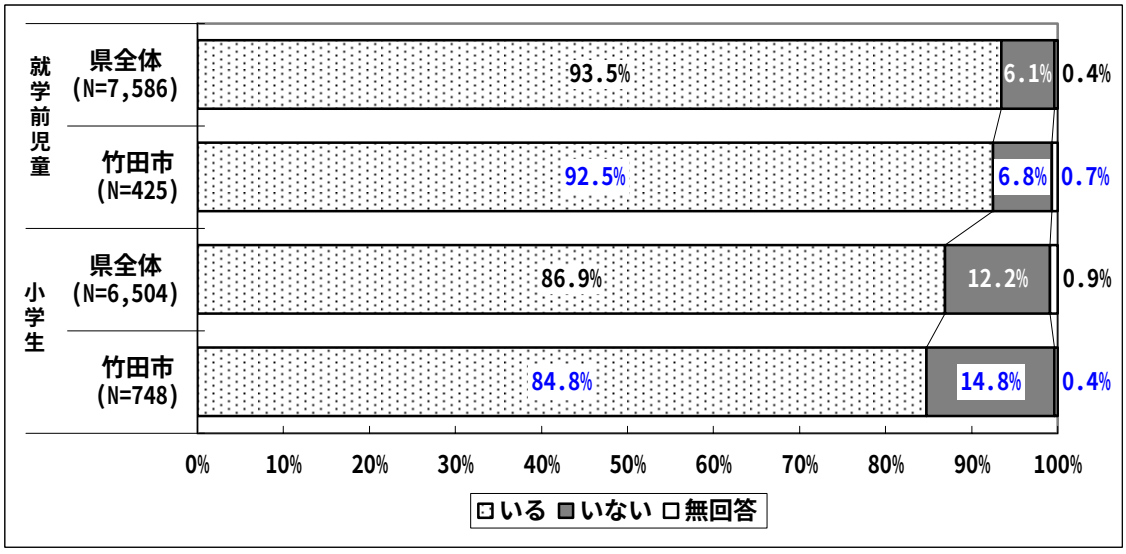

（県全体は、就学前児童は佐伯市、国東市、姫島村を除いた 12 市・3 町、小学生は 11 市・3 町の合計）

評価指標４「お子さんは朝食を週に何回食べていますか」

就学前児童では 91.8%、小学生では 89.6%が、「朝食を毎日食べている」と回答しています。

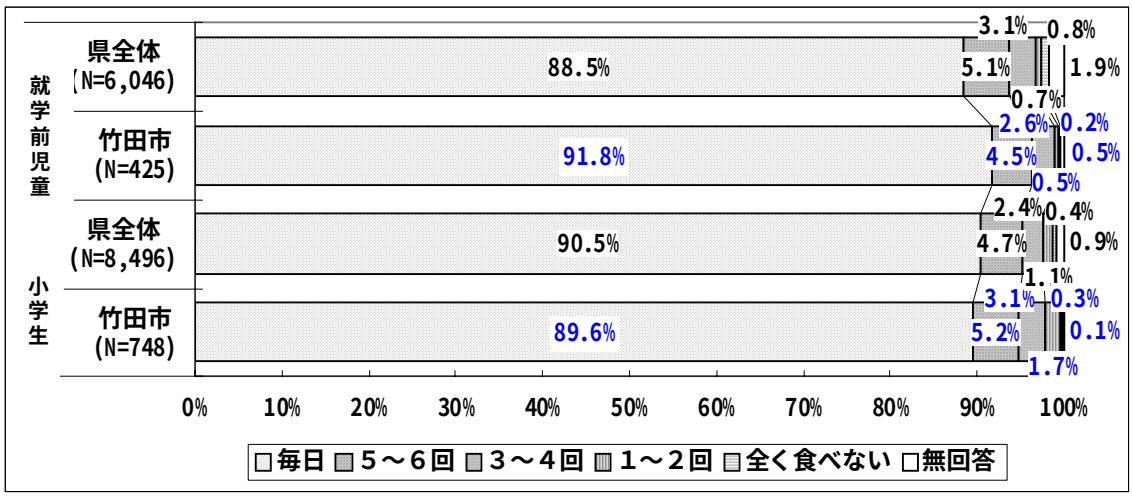

（県全体は、就学前児童は佐伯市、国東市、姫島村を除いた 12 市・3 町、小学生は 11 市・3 町の合計）

（３）「職業生活と家庭生活との両立の推進」

評価指標１「母親にお聞きします。あなたは、『仕事と生活の調和』すなわち『ワーク・ライフ・バランス』という言葉をどの程度ご存じですか」

「『ワーク・ライフ・バランス』という名前も内容も知っている」と回答した人は、就学前児童保護者が 10.2%、小学生保護者が 12.0%となっています。

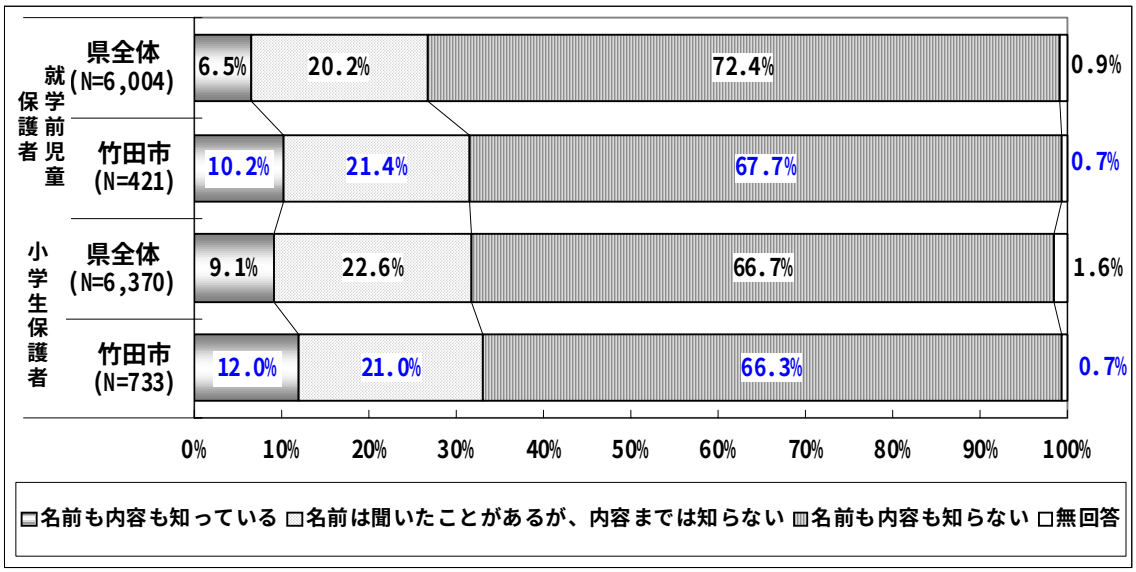

（県全体は、大分市、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 11 市・3 町の合計）

評価指標２「勤務先は産休や育児休暇などの制度はありますか、また、その制度は利用できますか」

父親では就学前児童保護者の 19.0%、小学生保護者の 18.2%が、「制度があり、職場の理解が得られ利用できる」と回答しています。

母親では就学前児童保護者で 44.5%、小学生保護者で 33.8%となっています。

父親については県全体（就学前児童保護者 11.7%、小学生保護者 15.7%）より高くなっているものの、職場優先の意識がまだまだ根強いことがうかがえます。

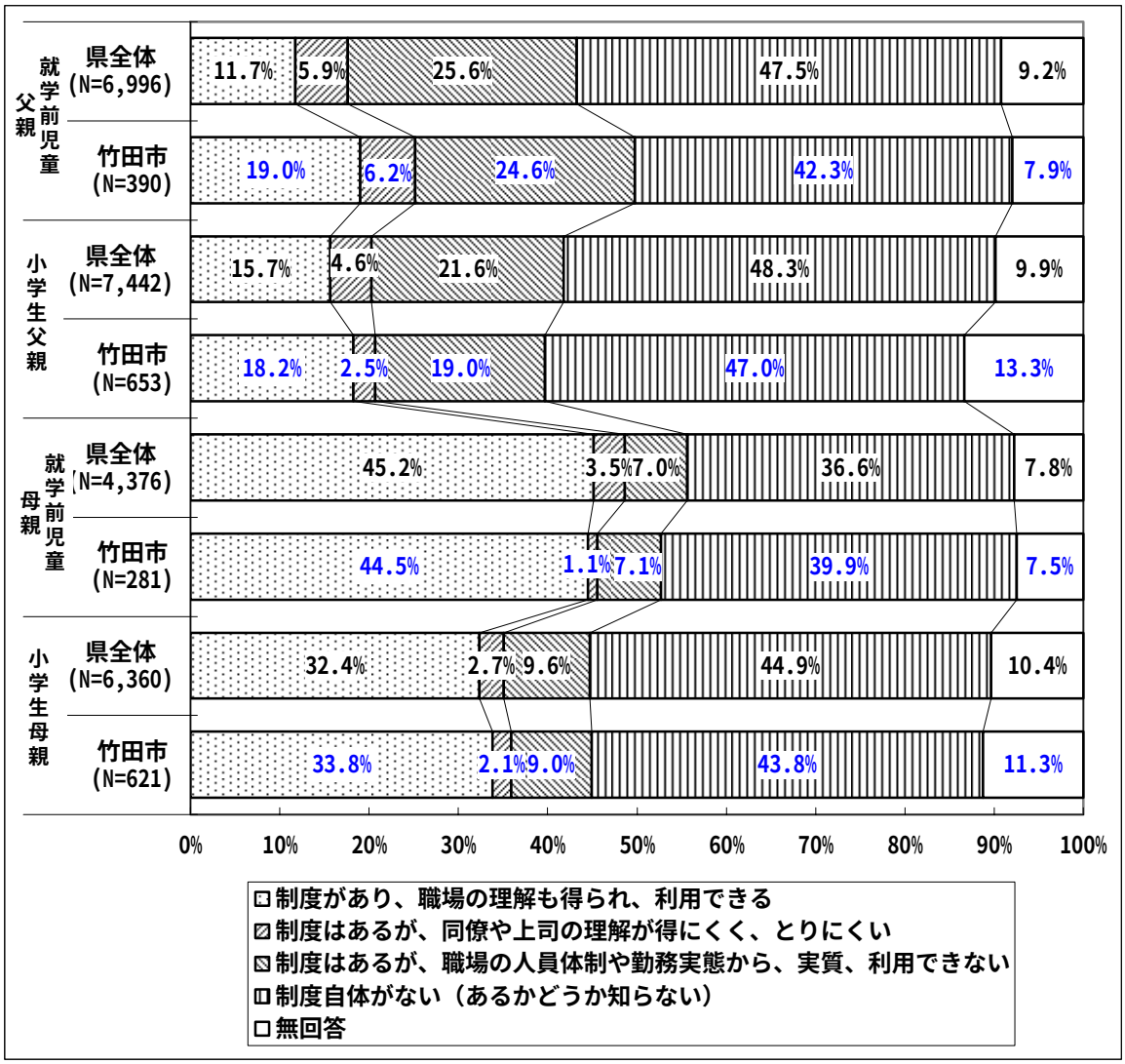

（県全体は、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 12 市・3 町）

②個別事業レベル評価

就学前児童、小学生保護者の個別事業の周知度は県全体と比べて、低い傾向にあり、従来の広報（市報・ホームページ）では不十分で新たな広報手段の導入を検討する必要があります。

＊：県全体と比べて統計的に有意差あり

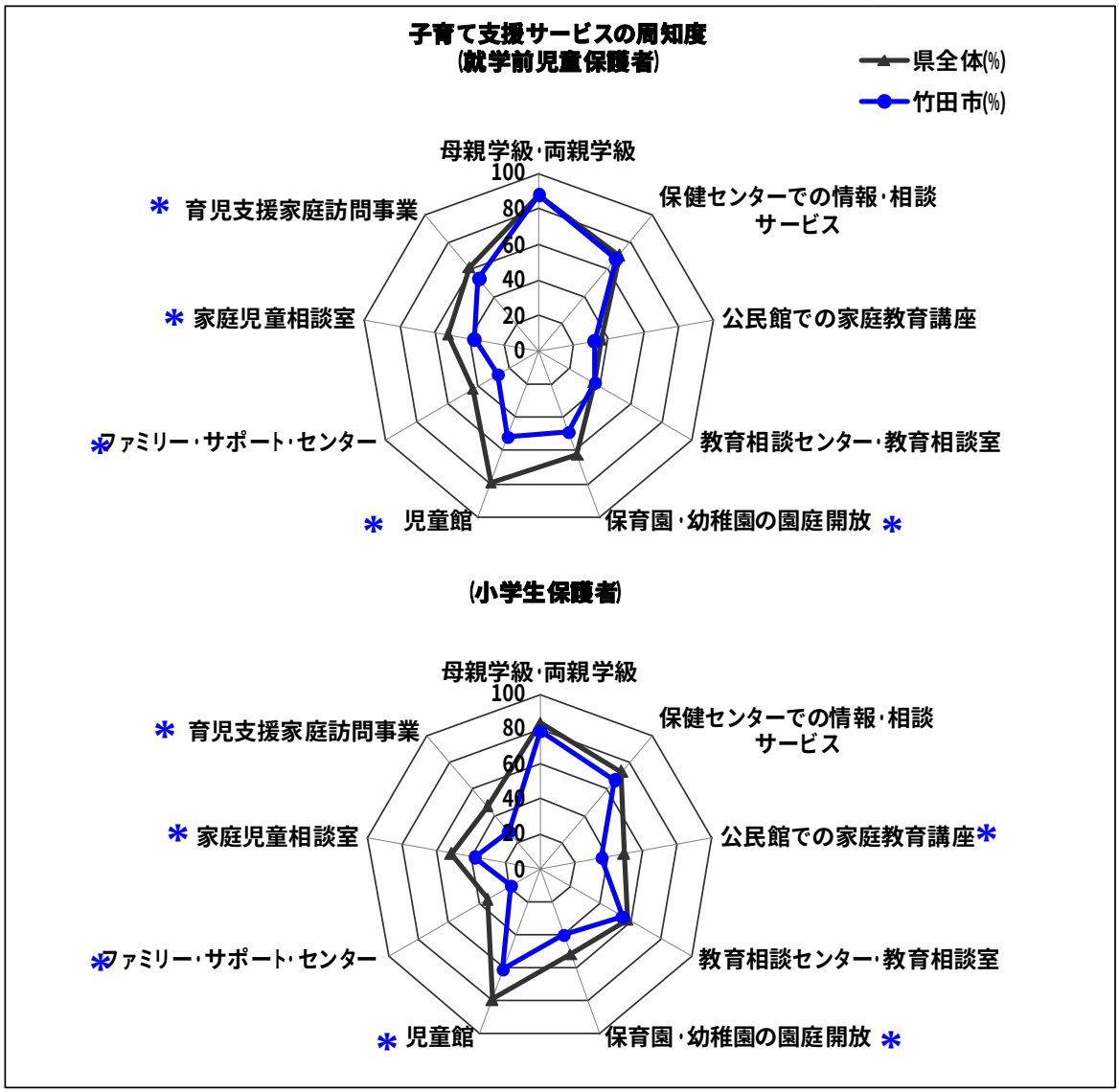

（県全体は、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 12 市・3 町の合計）

第４章
行動計画の基本的な考え方

１　計画の理念

人口の減少は、生産性の低下や社会保障制度の個人負担増など、経済・社会基盤に大きな影響を与えることが懸念されています。こうした環境下において、子どもにとっては子どもの数の減少による親の過保護や過干渉、子ども同士の交流機会の減少等により社会性や自主性が育まれにくくなっています。

一方、保護者にとっては核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化などにより、育児についての実際的な知識や方法が学びにくくなっています。

このような状況を踏まえ、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる環境を整えるとともに、子ども自身が一人の人間として尊重され、個々の可能性を実現する環境づくりや、地域社会全体の協力により、子どもの成長や子育て家庭を支援する体制づくりを行う必要があります。

本計画においては、「ひとみかがやく竹田っ子」を育むことを基本理念とし、福祉・保健・医療・教育・文化など生活環境全般にわたり子育て支援のために取り組むべき施策を検討しました。

２　計画の基本目標

思いやりのある子どもが育つまち

私たちのまちは、豊かな自然に恵まれています。その恩恵を生活に活かすとともに、次代へ守り育てていかなければなりません。

子育てにおいても、子どもが成長するそれぞれの段階で親や周りの人々が豊かな愛情を持って接し、思いやりのある子どもが育つための環境づくりを推進します。

安心して生み育てられるまち

妊娠から出産、そして子どもが思いやりのあるたくましい社会人に成長するまで、子育てをする家庭では様々な不安や悩みを抱くものです。妊娠・出産から乳幼児期の福祉・保健・医療の問題、共働き家庭の保育の問題、核家族化による育児不安、放課後児童対策、青少年健全育成など社会・家庭環境の多様化に対応したサービスの提供が求められています。社会全体での支援体制を強化し、安心して生み育てられるまちづくりを推進します。

３　竹田市すこやか行動計画体系

第５章
施策の展開

基本方針１：家族とのふれあいがある

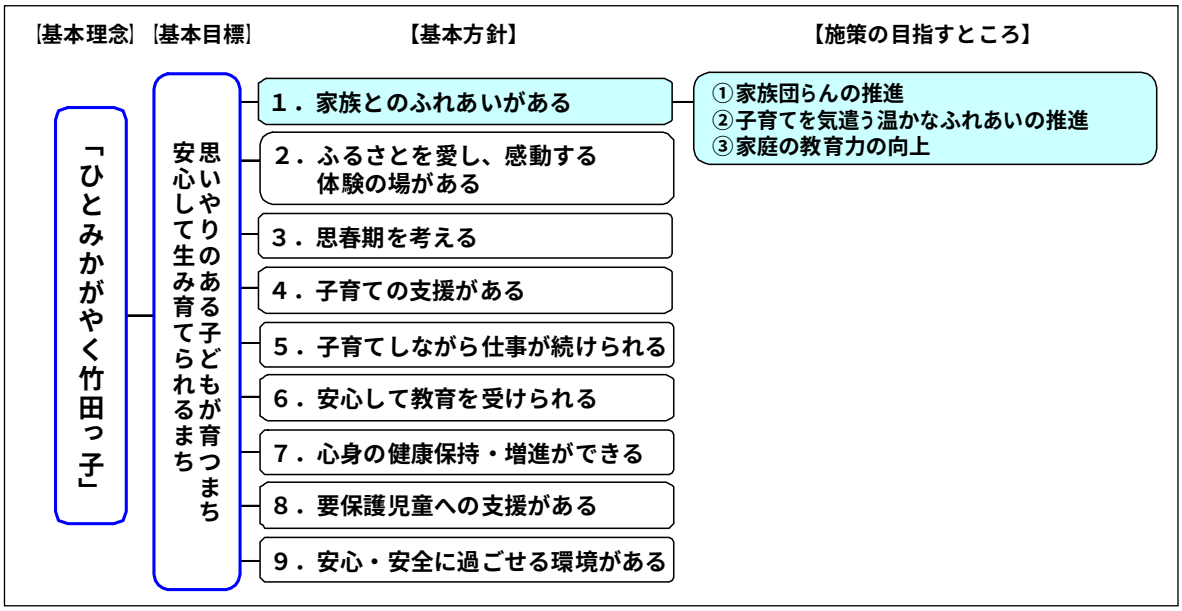

【施策の目指すところ】　①家族団らんの推進

【現状と課題】

核家族化や地域の人間関係の希薄化などにより、子育てに対する不安や負担に悩む母親が増加している一方で、女性の社会進出により両親共働きの家庭が増え、家族の団らんの時間を持ちにくくなっています。最も日常的に家族の団らんを取りやすい食事においても、今回のニーズ調査の結果をみると、朝食を“子どもだけ”及び“ひとり”で食べている児童が就学前児童で約１割、小学生で約２割に達しており、憂慮すべき状況にあります。

家族のふれあいが希薄になる中、キレる子どもや我慢できない子どもが多く見受けられるようになってきています。

このため、子どもが天真爛漫にすくすくと健やかに育つには、また忍耐強い子どもが育つには家庭を基盤とした両親の子育て能力を育成し、地域全体で子どもを見守り育てる取組みが不可欠となっています。

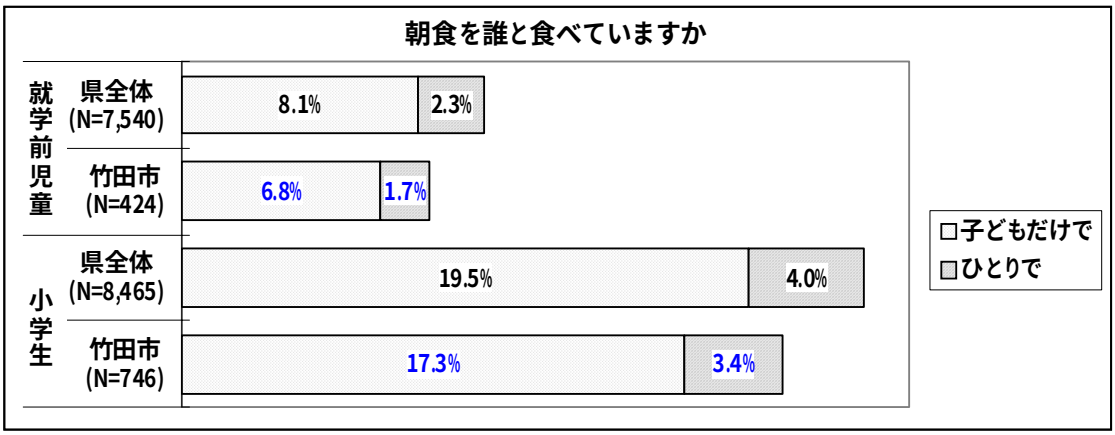

資料：次世代育成支援ニーズ調査　（県全体は、佐伯市、国東市、姫島村を除いた 12 市 3 町）

【具体的施策】

①　家族のふれあい・対話を通して家族の絆を確かめ合い、温かい心のふれあいを持つためにも、毎月第３日曜日を「家庭の日」と定めています。ケーブルテレビや広報紙などによる啓発活動を行い、今後も「家庭の日」の普及啓発に努めるとともに、家族で参加できる催しなどを実施し、家族の果たしている役割を再認識するため、それぞれの家庭が家族のふれあう時間を積極的につくる機会を提供します。

②　子どもに家族で過ごした感想文を書いてもらうなど、家族団らんの良さ、必要性を実感してもらう取組みを計画していきます。

③　親子で参加できるスポーツ大会、レクリエーション、教室等を開催し、楽しみながらコミュニケーションを図る機会を提供します。

【施策の目指すところ】　②子育てを気遣う温かなふれあいの推進

【現状と課題】

子育ては母親の役割と決めてしまうのではなく、父親や祖父母も子育てにおける自分の役割を理解し、家族全体で積極的に子育てに参加できるよう支援していく必要があります。

アンケートによると子どもが朝食・夕食を家族と一緒に食べる割合や父親が育児に参加する割合が大分県全体より高くなっていることから、今後はさらに家庭における子育てを支援し、この傾向を伸ばしていく必要があります。

近所に同世代の子どもがいない、母親同士の話し相手が少ない、という保

護者の声を受け、在宅の子どもと保護者を対象に各地域で子育てサークルが活動を展開しています。

竹田市青少年育成市民会議では、各小中学校毎に子どもとＰＴＡ、教師、地域住民がふれあう活動の支援や、毎年開催の講演会を通じて地域における子どもの健全育成に努めています。

子育てについてこれまでに父親がしてきたこと（就学前児童保護者）

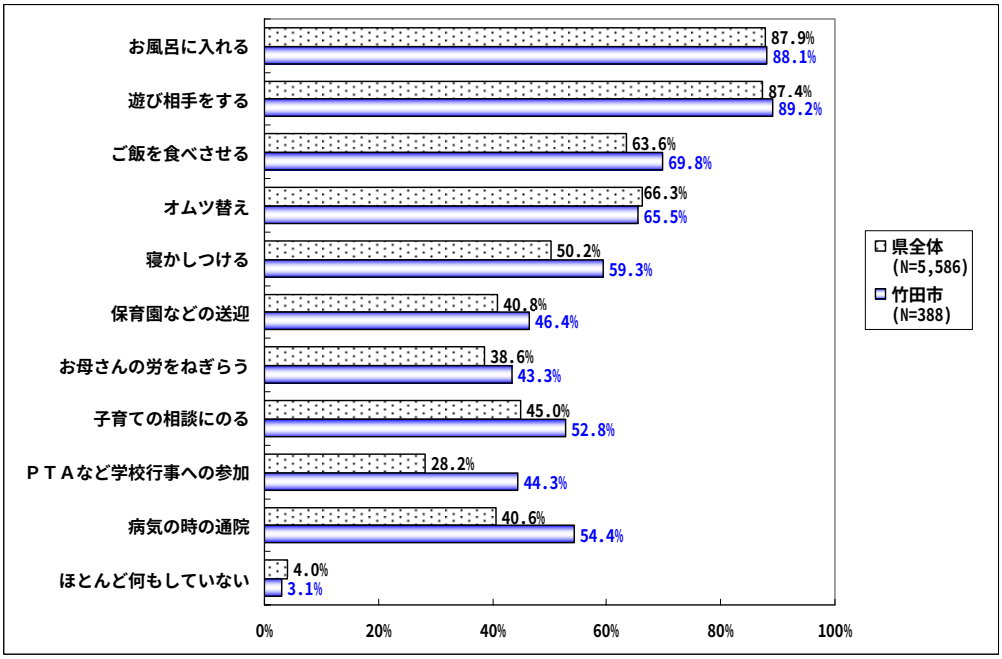

子育てについてこれまでに父親がしてきたこと（小学生保護者）

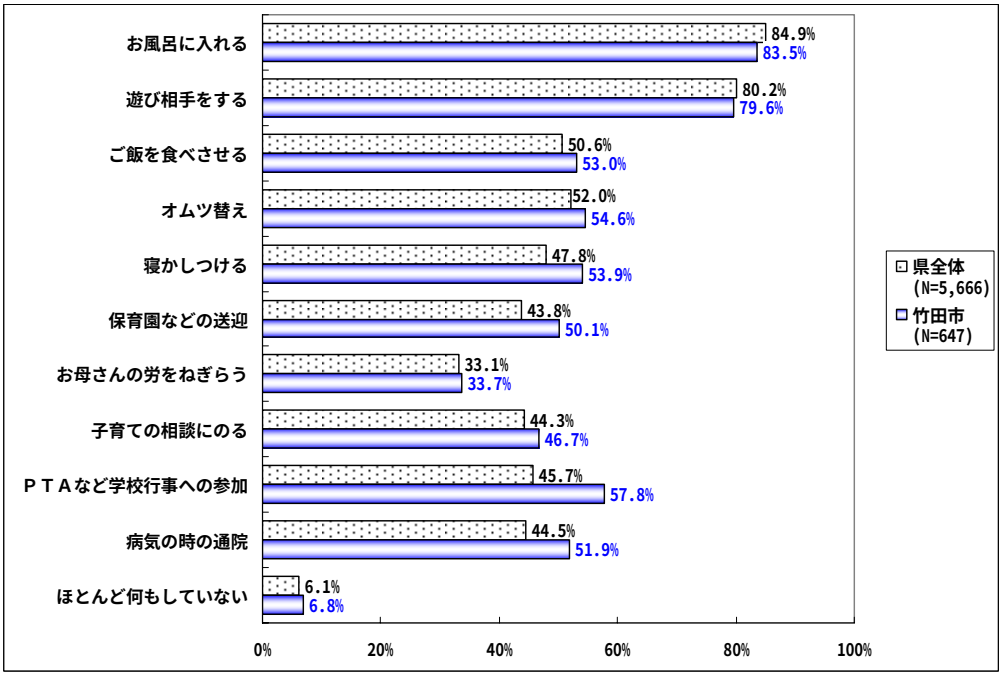

資料：次世代育成支援ニーズ調査

【具体的施策】

①　保育所や幼稚園では、夕涼み会などを実施しており、父親はもちろん祖父母の参加も多くあり、今後もこうした家族で参加できる催しを積極的に開催していきます。

②　地域や自治会等で行っている行事や祭事などで、異年齢の子ども同士、また、地域の人たちや高齢者とのふれあい、交流をさらに深めていく活動を支援します。

③男性の育児参加についての理解や関心が深まるよう広報啓発等に取り組むとともに、父親のＰＴＡ活動等への積極的な参加を促進し、子育て参加意識の向上を図ります。

【施策の目指すところ】　③家庭の教育力の向上

【現状と課題】

最近の家庭教育力について、全国での調査によると「低下している」と考えているのは 82%と大部分の人が教育力の低下に懸念を抱いています。

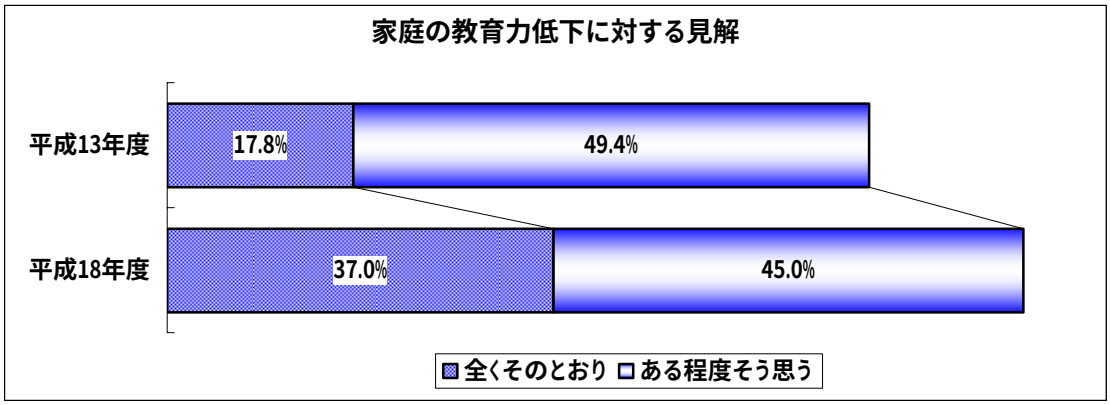

資料：国立教育政策研究所・生涯学習研究部「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成18年度)

今日の家庭教育の低下は、個々の親だけの問題ではありせん。都市化、核家族化、少子化、地域の人々とのつながりの減少など、親や子どもを取り巻く社会の大きな変化の中で、地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境が崩れてきていることに加え、職場や仕事優先の風潮が未だに根強く、子育てについての精神的・時間的なゆとりを確保することが難しい雇用環境も影響しています。

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的マナー、

自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。

子育てについて学習できる機会として、妊婦とその家族を対象に行っている「安心マタニティるーむ」のほかに「子育て講演会」などを行っています。

【具体的施策】

①　「親育ち、子育ち」講座を学校や公民館、福祉施設等で開催します。

②　家庭教育支援として母親だけでなく、父親や祖父母を対象とした家庭教育講演会や出前講演会、両親学級、子育て講演会を開催し、子どもを見つめる目を養い、家族のあり方を考える機会を設けます。

③　男女が共に子育てに参加するためには、仕事と生活の時間のバランスがとれる働き方を選択でき、「働き方の見直し」を進めることが必要です。事業所にも親がＰＴＡや保育参観に参加しやすい体制をつくるよう、労働時間の短縮、年次有給休暇取得率の向上に向けた環境整備、育児休業制度の普及・啓発を行っていきます。

④　共働き家庭が教室や講座等に参加しやすいよう開催日時などを配慮するとともに、魅力的な内容の提供に努めます。

基本方針

1．家族とのふれあいがある

施策の目指すところ

・家族団らんの推進
・子育てを気遣う温かなふれあいの推進
・家庭の教育力の向上

自分・家庭でできること

○家族みんなで食卓を囲む
○育児に家族みんなが関わる
○絵本の読み聞かせやお話をする
○夫婦・家族で自分たち、子どもたちのことについて話す
○休日には家族で外に出て過ごす
○朝晩のあいさつは親からすすんで行う　・・・・・など

地域ができること

○地域の子どもは地域で守り育てる意識を持つ
○地域で子ども会等定期的に行う
○家族みんなで参加できるような行事を作る
○子育てボランティアに参加する
○声をかけあう　・・・・・など

企業ができること

○子育て家庭に対する職場環境の整備
・労働時間の短縮
・年次有給休暇取得率の向上に向けた環境整備
・育児休業制度
・再雇用制度　・・・・・など

行政・学校が取り組むこと

○「家庭の日」の普及・啓発
○親子ふれあい行事の開催
○両親学級・育児学級等の開催
○家族団らんの良さ・必要性を実感してもらう取り組みの実施
○事業所への育児休業制度等の普及・啓発　・・・・・など

基本方針２：ふるさとを愛し、感動する体験の場がある

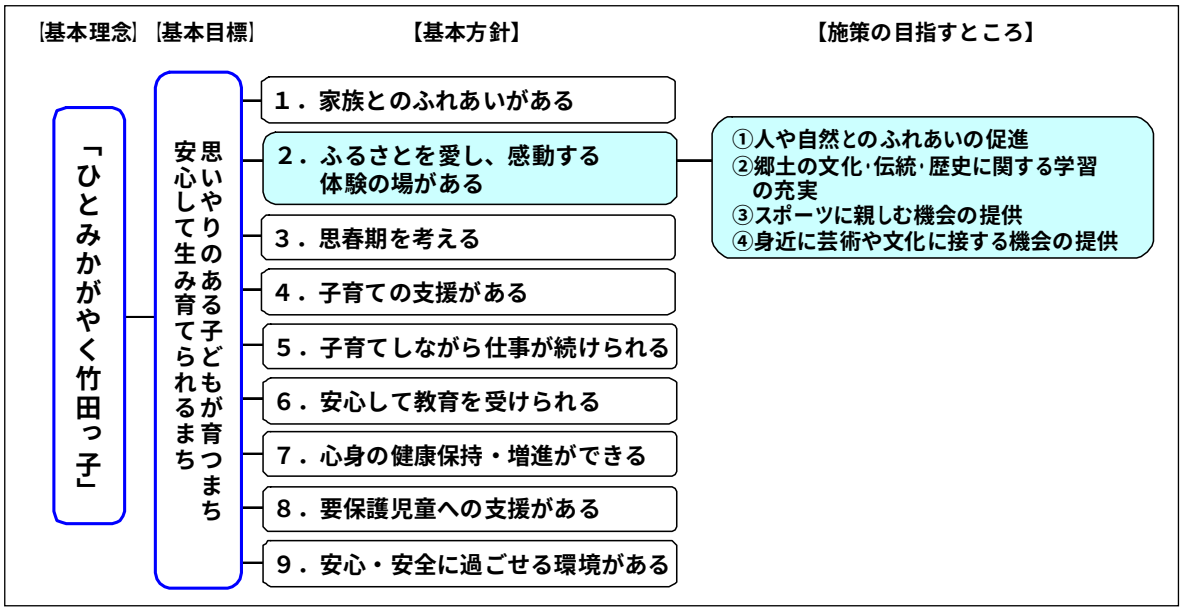

【施策の目指すところ】　①人や自然とのふれあいの促進

【現状と課題】

周囲をくじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾連山に囲まれた起伏の多い地形は豊富で良質な湧水や豊かな緑・渓谷美を生み出しています。日本一の炭酸泉である長湯温泉をはじめ市内に温泉が点在しています。久住高原をはじめとするこの豊かな自然を大切にして次代につなげていくことは、子どもの健康を守り感受性豊かな心を育てていくことにつながります。

竹田市観光協会（現竹田市観光ツーリズム協会）が里山保全・竹活用百年計画として平成 12 年に始めた「竹楽」は、小学生からお年寄りまでのボランティアが準備に関わる市民総参加の地域づくり事業となっています。また、久住高原ではボランティアを募っての野焼き作業も実施しています。

環境問題に対する市民の意識が高まる中で、地域住民や有志による河川清掃、草刈等が行われており、ゴミフ大会（一斉清掃）、１日清掃デーを通して環境に対する意識づけができつつあります。小中学校では環境問題を授業に取り上げるなど、必要な内容を発達段階に応じて選択し、学習する場を持っています。

また、資源ゴミの分別回収や古紙回収についても、住民の積極的参加で回収量も年々、増加しています。子どもの頃からリサイクルや環境美化に対す

る関心を持ち、自然を大切にする心を育むことが望まれます。

【具体的施策】

①　イベントや地域の行事に子どもが参加できるコーナーを設けるなどの働きかけを行い、産業や自然を知る機会をつくります。

②　祖母山麓体験交流施設「あ祖母学舎」等を利用して体験学習の場を提供します。

③　現在小中学生を対象に行っている体験学習の充実に努めます。
小中学校では「総合的な学習の時間」を実施し、地域に出かけ、地域の特色を学んでいますが、カリキュラムに郷土を学ぶ授業を継続的に取り入れます。

④　河川を汚さないよう、水生生物の調査などの学習会の実施や、合成洗剤を使わないようにするなど、市をあげて浄化槽整備推進事業や農業集落排水事業の生活排水対策に取り組みます。

⑤　地域を挙げた清掃活動を継続して実施し、自分の住んでいる周りの環境をきれいにできるよう支援していきます。ゴミの分別収集やリサイクル・不法投棄などに対する学習会や啓発活動を積極的に展開します。

⑥　人とのふれあいは、まずあいさつをすることから始まります。あいさつの大切さを理解し実践する習慣を育てるため、学校と地域が協力してオアシス運動を推進します。そして、子どもが自主的に行うボランティア活動を支援し、人とのふれあいや地域を知る機会をつくります。

【施策の目指すところ】　②郷土の文化・伝統・歴史に関する学習の充実

【現状と課題】

本市には縄文・弥生時代などの遺跡が多く散在し、瀧廉太郎の「荒城の月」で知られる国指定史跡岡城跡、国指定重要文化財の願成院本堂や白水溜池堰堤（白水ダム）、国選定登録記念物白水の滝などの文化財のほか神楽、獅子舞といった無形民俗文化財があり、歴史と文化のかおりがあふれています。子どもたちの感性は、地域・学校・社会の融合の中で自然や歴史・文化とまわ

りの環境が結びついたときに大きく育ちます。

産業の中心は農業やサービス業ですが、歴史と自然を生かしたまちづくりを通して、観光にも力を入れています。

このような歴史や文化、産業を知り、地域行事に親子で参加することがふるさとを愛する気持ちを育て継承することにつながりますが、社会見学や職場体験など、学校行事以外に地域を知る機会が少ないため、今後このような機会を増やす必要があります。

【具体的施策】

① 学校教育での取り組みに加え、平成 20 年度から市内全小中学校区で「学校支援地域本部事業」に着手し、地域人材を活用して郷土の伝統文化、歴史を学んでいます。今後も、学校、家庭及び地域社会が連携・協働して子育てをする「協育」の推進を図ります。

② 城下町散策や文化財管理センターの見学などの校外歴史学習を実施します。

③ 地域で活動している文化財愛護少年団や子ども神楽等の保存会活動を支援し、郷土の文化や伝統を受け継いでいく心を育てます。

④ 郷土芸能に地域の人と一緒に参加することで、子どもは地域に触れ、大人は地域の子どもを見守る人間関係を築きながら、地域社会の一員としての意識高揚と子育て支援の環境づくりを進めます。

【施策の目指すところ】　③スポーツに親しむ機会の提供

【現状と課題】

スポーツは、体を動かすという人間の本能的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには体力の向上や精神的なストレスの発散など、心身の健全な発達を促します。

子どもも大人も幅広くスポーツが楽しめる施設として竹田市総合運動公園をはじめとする運動施設が整備されたものの、少子化と向き合わなくてはならない現実もあります。子どもの減少により、地域によっては希望してもいろいろな活動ができないなど、スポーツを十分に楽しめる環境にあるとはい

えません。

【具体的施策】

①　総合型地域スポーツクラブで、子どもたちに多様な種目を体験させ、社会人と一緒にスポーツを楽しむことにより、公共性、社会性を身につける機会を提供していきます。

②　小学生参加のミニバスケットボール、ソフトテニス、野球等のスポーツ大会やレクリエーション大会を開催し、参加する機会をつくります。

③　スポーツ嫌いの子どもをつくらないため、自分の好きなスポーツを見つけられるよう、就学前児童や小学校低学年などスポーツに親しむ機会の少ない年齢の子どもたちを対象に、楽しくスポーツに触れる機会をつくります。

④　いつ、どこで、どんなスポーツ大会や教室が開催されているか等の情報を積極的に提供します。

【施策の目指すところ】　④身近に芸術や文化に接する機会の提供

【現状と課題】

先人の偉業が学べる施設として竹田市立歴史資料館や佐藤義美記念館、瀧廉太郎記念館があります。

芸術・文化活動など身近な場所で行われていますが、趣味の活動だけになっています。コンサートや絵画展等の催しも少ないのが現状です。

【具体的施策】

①　佐藤義美記念館、瀧廉太郎記念館などの施設の見学や歴史の道の探索、郷土学習会を通して郷土の文化・伝統・歴史を学ぶ機会を増やします。

②　「瀧廉太郎を偲ぶ音楽祭」「さとうよしみ合唱団」への参加や「画聖『田能村竹田』先生をしのぶ美術祭」への出展などにより、身近に芸術文化にふれるようにします。

③　各県代表の高校生が集う「瀧廉太郎記念音楽祭・全日本高等学校声楽

コンクール」など、年間を通して自己表現する楽しさや喜び、そして芸術のすばらしさを知る機会を子どもたちに提供していきます。

④　佐藤義美記念館では、子どもたちの夢と創造性を育むよう定期的に童謡を歌う会や、子育て支援サークルで実施する司書による読み聞かせの会を開催しています。今後もこれらの催しを積極的に行い、内容の充実に努めます。

⑤　「佐藤義美竹田童謡祭」では、多くの子どもたちが参加する中、佐藤義美の求めている「ともだち」交流を継続して実施していきます。

⑥　公立文化施設等でＰＴＡや地域ボランティアと連携して、ファミリーミュージカルを招致し、舞台芸術の鑑賞機会の提供や、体験講座を実施します。

⑦　子どもたちが生の芸術や文化に触れる機会を増やすため、市内外の芸術・文化情報を積極的に提供します。

瀧廉太郎を偲ぶ音楽祭

基本方針

2．ふるさとを愛し、感動する体験の場がある

施策の目指すところ

・人や自然とのふれあいの促進
・郷土の文化・伝統・歴史に関する学習の充実
・スポーツに親しむ機会の提供
・身近に芸術や文化に接する機会の提供

自分・家庭でできること

○両親・祖父母が郷土料理を作る
○自然とふれあう
○郷土の文化・伝統行事に親しむ
○ゴミ問題・環境問題・リサイクルについて話し合う
○ゴミの分別等、親が手本を示す
○体験学習等に積極的に参加する
○親子で運動・スポーツに親しむ
○家の中でゲームばかりしない
○情報機器等を上手に活用する
○コンサート等に積極的に行く　・・・・・など

地域ができること

○神楽・獅子舞等の伝統文化を子どもに継承する
○子どもを交えた地域行事の開催
○声かけをする
○勉強会や河川の清掃活動などを行う
○ボランティア登録（学校支援地域本部事業）
○スポーツクラブの育成　・・・・・など

行政・学校が取り組むこと

○行政の行事に伝統文化を取り入れる
○文化財保護団体の育成と活性化を図る
○学校や地域（公民館）で体験学習に取り組む
○食生活改善推進協議会の食育事業への支援
○ゴミ問題に対する啓発チラシの配布
○学校支援地域本部事業
○各種スポーツクラブへの参加勧奨
○子どもが参加できるスポーツ・レクレーション大会の開催
○芸術・文化鑑賞事業の開催
○童謡を歌う会や読み聞かせの会の開催
○スポーツ大会開催情報や芸術・文化情報の積極的な提供　・・・・・など

基本方針３：思春期を考える

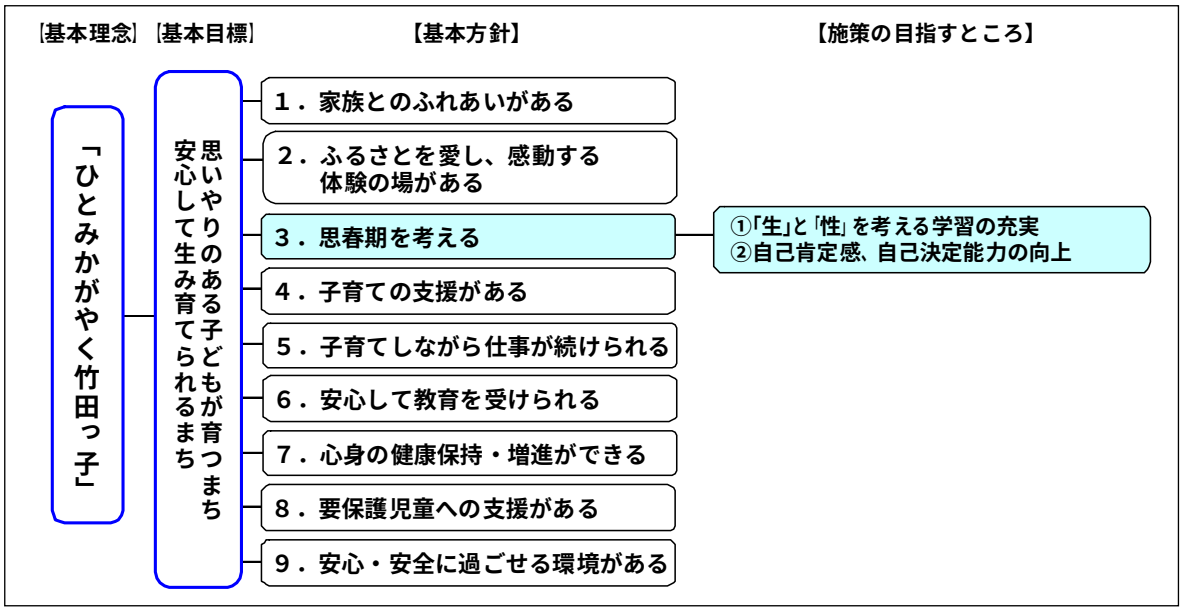

【施策の目指すところ】　①「生」と「性」を考える学習の充実

【現状と課題】

実社会としての地域には乳幼児が少ないなどの理由から、乳幼児に接する経験が乏しく、命の大切さへの意識が希薄になりがちなことに加え、健全な父性・母性が育ちにくくなっています。

こうした状況下では、「生」と「性」について学ぶ場として家庭の役割は大きく、一人ひとりが大事な存在と認め合い、性についてざっくばらんに話せる家庭環境が従来にも増して大切です。

性の情報は氾濫し、全国的に中高生の性交体験率も上昇していることから、望まない妊娠を予防するためには、学校をはじめ地域全体で思春期問題に取り組むことが求められています。また、生命の尊さを学ぶ場として、子どもたちに「誕生」・「死」に触れる機会が持てる配慮をするなど家庭、地域の姿勢も必要です。

一方、少年非行の背景には少年自身の規範意識の低下、少年を取り巻く社会環境の悪化に加え、家庭・地域社会の教育力の低下など様々な要因が複雑に絡み合っており、近年の激しい社会変化と相まって、ますます複雑・多様化し、深刻化の度合いを増しています。

青少年の非行を防止し健全に育むには、家庭内での保護者と子どもとの関

わり方が大きなウエイトを占めています。喫煙や飲酒等に対する保護者の考え方が子どもの行動に強く影響を与えることを認識し、現状を踏まえた思春期の研修機会を持つことが必要です。

【具体的施策】

①　「生」と「性」に関する教育では、様々な経験を通して理解を深めていくことが求められていることから、乳幼児健康診査などを利用した体験学習を行い、思春期にある子どもと乳幼児がふれあう機会を積極的に提供します。

②　学校やＰＴＡなどと情報交換を行い、資料の貸し出しや講師の派遣を通して学習の機会を充実させるとともに、早い時期から正しい知識を身につけられるよう、高校生だけでなく小・中学生に対しても学年に応じて「生」と「性」に関する教育を行い、赤ちゃんと触れ合う機会をつくり、生命について考えられる施策を展開します。

③　学校を通して喫煙や飲酒等に関する正しい情報を提供するとともに、周囲の大人も喫煙マナーを守るよう啓発に取り組みます。

【施策の目指すところ】　②自己肯定感、自己決定能力の向上

【現状と課題】

思春期は第二次性徴や人間関係などにおいて、悩みを抱きやすい時期でもあります。一人で悩まず相談することによって悩みを軽減し、自己肯定感（自分を好きになる、尊い存在だと認めること）を高めることが大切です。

思春期には複雑な事情や思いが絡み、悩みを持つ子どもが多く、そのことによって自分自身を低く評価していることが多くあります。

自己肯定感は、乳幼児期からの保護者の声かけや関わりによって培われていくものという認識を持ってもらうことが必要です。

子ども自身が自己や家族を見つめ、社会の中で自立した個人として問題解決方法の模索、情報の適切な取捨を行い、正しい情報を自己選択し、主体的に行動できる力を身につけられるよう発達段階に応じた教育を行うことが必要です。

【具体的施策】

①　自己肯定感は、乳幼児期からの保護者の声かけや関わりによって培われていくものであるという認識を持てるよう、あらゆる機会を通じて啓発します。

②　多くの情報の中から正しい情報を自己選択し、主体的に行動できる力を身に付けられる教育を実施していきます。

基本方針

3．思春期を考える

施策の目指すところ

・「生」と「性」を考える学習の充実
・自己肯定感、自己決定能力の向上

自分・家庭でできること

◯性の違いを知り、人も自分も大切にできる
◯生命の誕生・死にふれる機会がある
◯性についてざっくばらんに話せる雰囲気が家庭にある
◯常日頃から子どもと生・性の大切さについて話し合う
◯TV、本、インターネット等の上手な活用　・・・・・など

地域ができること

◯過激な性情報から子どもを守る
◯地域の子どもとして自然に指導ができる　・・・・・など

行政・学校が取り組むこと

◯学校での性教育の充実・推進
◯エイズ予防教育
◯自己肯定感の大切さの啓発
◯自己決定能力を高める教育の推進
◯講演会や学習会の開催　・・・・・など

基本方針４：子育ての支援がある

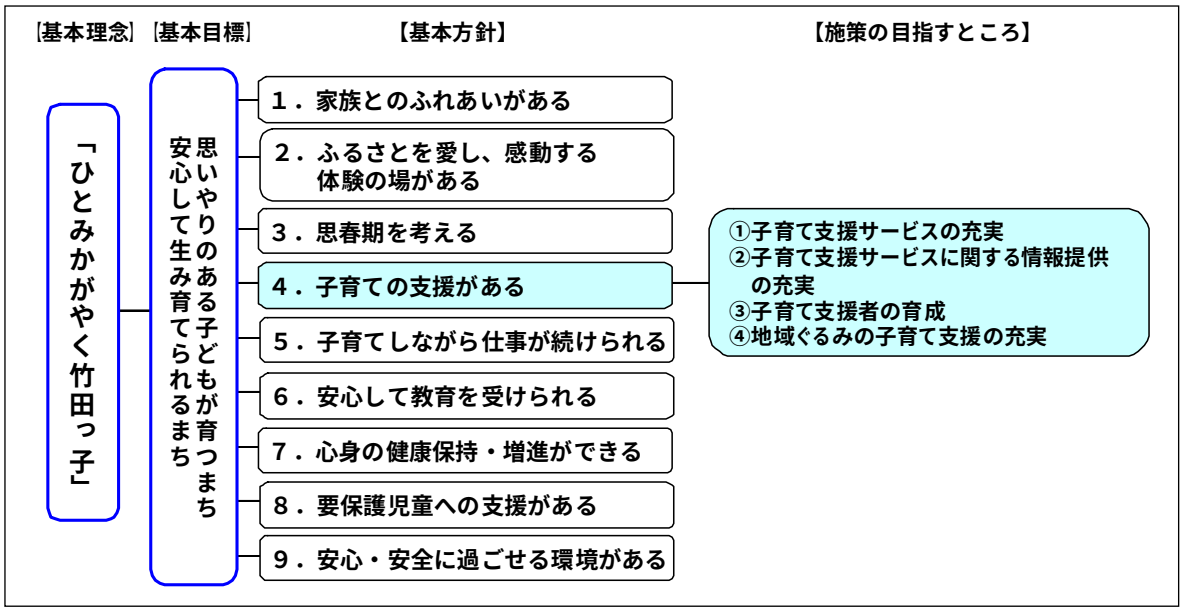

【施策の目指すところ】　①子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

共働き家庭の増加や就労形態の変化や地域の子育て機能の低下により、子どもが安心して過ごせる施設や、延長保育・一時預かり事業・病後児保育など、保育サービスの需要も多様化しています。平成 21 年 5 月で 0 歳から 5 歳までの人口 892 人に対し保育所利用が 478 人、幼稚園利用が 132 人で、在宅の児童数は 3 割強という状況です。このような保育ニーズに応えるとともに、専業主婦への子育て支援も視野に入れて誰もが必要な時に安心して利用できるようにする柔軟な保育サービスの提供が求められています。

本市では、これまでも保育サービスの充実に努めてきましたが、今後は国や県の動向を踏まえ、地域のニーズに合った利用しやすい環境づくりをさらに進めていくことが必要です。

また、安心して子どもを預けられるように保育士、幼稚園教諭等の確保及び資質の向上を図っていく必要があります。

就学前児童の状況

		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
0～5 歳児人口		979		944		905		909		892	
保育所（園）	公　立	255	26.0	236	25.0	239	26.4	231	25.4	253	28.4
	私　立	165	16.9	179	19.0	177	19.6	165	18.2	173	19.4
	小　計	420	42.9	415	44.0	416	46.0	396	43.6	426	47.8
	認可外	78	8.0	60	6.4	68	7.5	57	6.3	52	5.8
	計	498	50.9	475	50.3	484	53.5	453	49.8	478	53.6
幼稚園		185	18.9	179	19.0	149	16.5	152	16.7	132	14.8
合計		683	69.8	654	69.3	633	69.9	605	66.6	610	68.4
在宅児童数		296	30.2	290	30.7	272	30.1	304	33.4	282	31.6

（各年 5 月 1 日現在）

①保育所の現状

ア　通常保育事業

保護者の就労等により保育に欠ける児童等について、保育所において保育を行っています。

本市では、公立が５か所（竹田・荻・白丹・都野・久住)、私立が３か所（小羊・玉来・なおいり）の合計８か所の認可保育所と認可外保育施設２か所（内１か所は事業所内施設）で実施しています。

保育所(園)の年間延定員と延入所児童数　（単位：人）

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	延定員	延入所児童数	延定員	延入所児童数	延定員	延入所児童数	延定員	延入所児童数
公立	3,960	3,196	3,960	3,016	3,960	2,905	3,960	2,907
私立	2,160	2,108	2,160	2,249	2,160	2,229	2,160	2,166
合計	6,120	5,304	6,120	5,265	6,120	5,134	6,120	5,073

イ　延長保育事業

開所時間を通常の 11 時間から 30 分又は１時間延長して開所するもので、本市では認可保育所で 30 分延長が小羊･久住･玉来の３か所(7:30～19:00)、１時間延長がなおいりの１か所（7:00～19:00）で実施しています。

ウ　休日保育事業

認可保育所に入所している児童で、就労形態の多様化に伴う、日曜・祝日等の保護者の就労等により保育に欠ける児童を保育しています。

本市では、久住保育所で実施していますが、今後も実施に向けて体制整備を進めます。

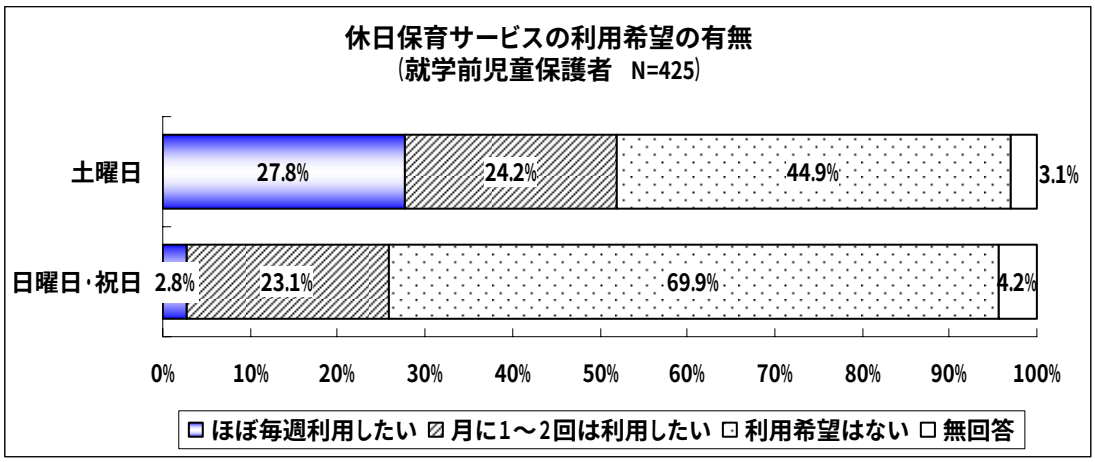

資料：子育て支援ニーズ調査

エ　障がい児保育事業

保護者の就労等により保育に欠け、心身に障がいを持っている児童については、集団生活が可能であれば保育所で受け入れをして、健常な児童とともに保育を実施しています。

オ　一時預かり事業

普段は、保育所を利用していない家庭で、保護者の疾病や災害等により一時的に家庭での保育が困難となる児童について、１か月の内 12 日を限度に保育を行うものです。

本市では、４保育所（竹田・荻・小羊・玉来）で実施しています。

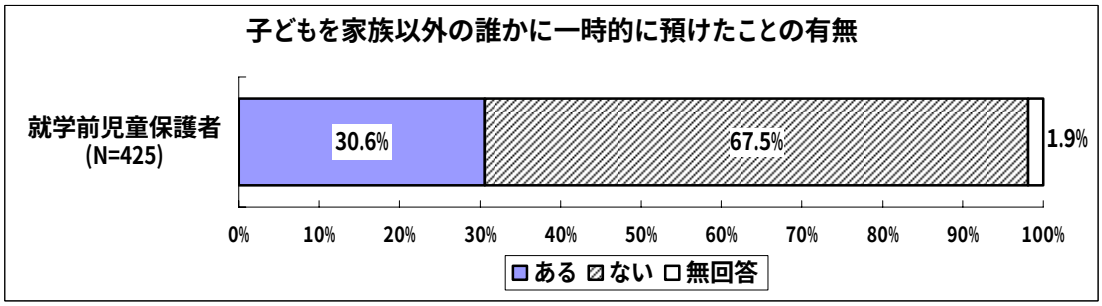

資料：子育て支援ニーズ調査

②子育て支援事業の現状

○　放課後児童クラブ事業

両親が働いているなど、保護者が日中に家庭にいない小学校低学年の児童の放課後の健全な育成を図るため、学校の空き教室等を利用して指導員が遊びの指導など、児童が集団で安心して放課後を過ごせる場所を提供するものです。

本市では、８か所（竹田地域３か所・荻地域１か所・久住地域３か所・直入地域１か所）で実施しています。

放課後児童クラブは、主な利用者が小学校低学年児童であることから、できる限りすべての小学校区に設置することが求められていますが、児童数が少ない校区では補助規程対象人数に達しないため、現行箇所数で実施せざるを得ないのが現状です。

放課後児童クラブの推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
クラブ数	3	5	5	8	8
登録児童数	75	143	183	233	223

○　放課後子ども教室事業

小学１年生～６年生を対象に地域社会の中で、安全・安心な子どもの活動拠点を設け（学校の余裕教室、校庭や公民館等）活用し、地域の大人の協力を得て、放課後や週末等に子ども達の学習活動やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等を支援し、総合的な放課後対策として実施するものです。

○　児童館事業

児童館は荻福祉健康エリアに設置されており、単に児童に健全な遊びを教える場としてだけではなく、異世代交流や子どもたちの自主性を伸ばす場として、子育て支援における重要な役割を担っています。

○　ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を希望する人、援助を提供したい人、それぞれが会員登録し、保育所への送迎、保育所・学童保育終了後の送迎等を有料で実施しています。

本市では、委託事業としてＮＰＯ法人夢苞において実施しています。

○　地域子育て支援拠点事業：ひろば型（つどいの広場事業）

主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、お互いの交流を通して育児相談や情報交換を行ったり、講師による子育て講演会等に参加することによって、子育てへの負担感の軽減や、安心して子育て・子育ちができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図るというもので、本市では「竹田っ子すこやか広場」で実施しています。

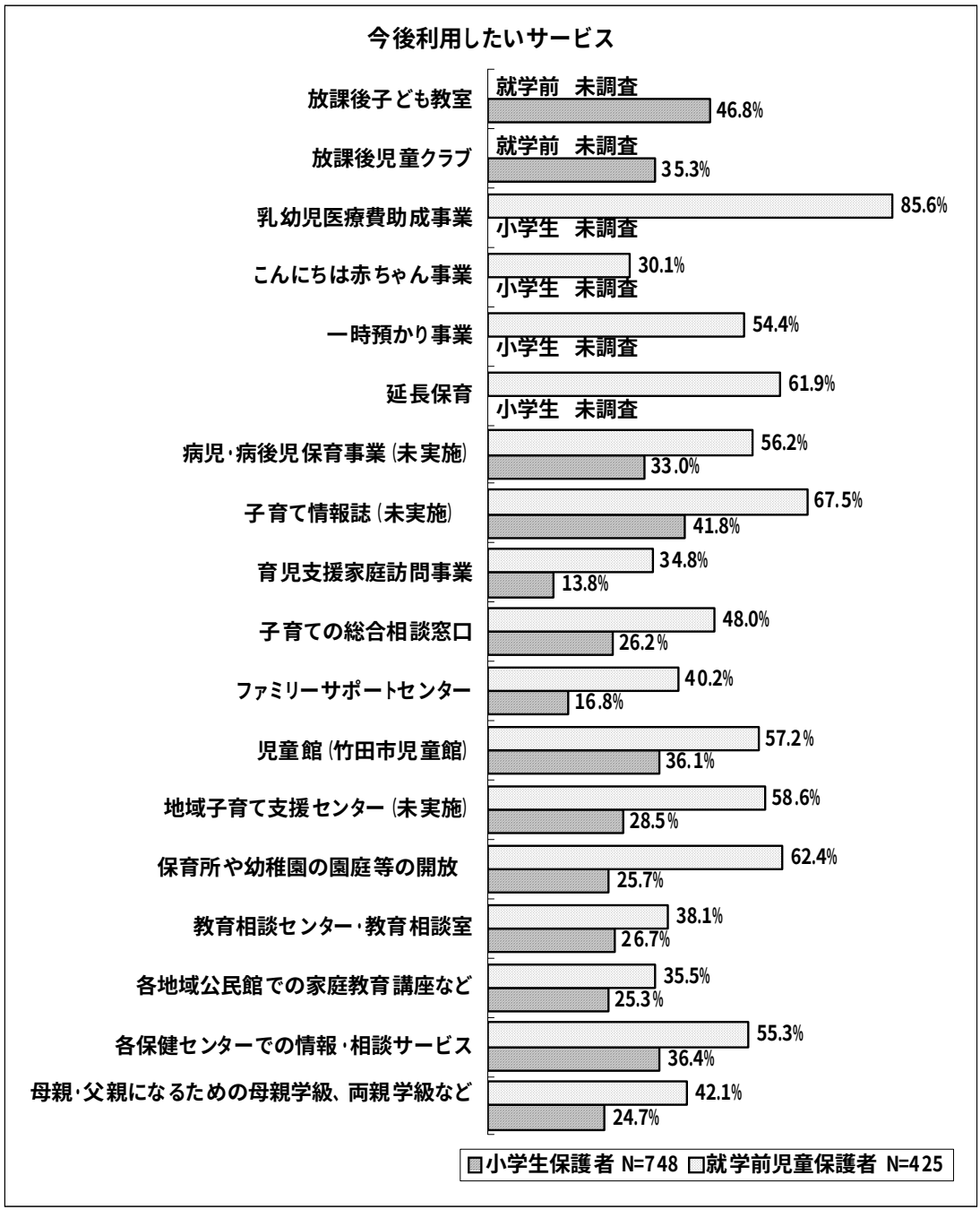

③経済的支援の現状

子育て家庭が抱える問題には経済的な負担感も大きな割合を占めています。その中でも、特に保育料や医療費については保護者の負担感が大きく、本市では負担軽減に向けて様々な取組みをしてきました。

保育料については、竹田市独自の施策として国の示す基準額よりも引き下げを行い、第２子の３歳未満児の保育料を２分の１に、第３子以降の３歳未満児の保育料を無料にする大分県事業である「大分にこにこ保育支援事業」を実施しています。

乳幼児の医療費については、大分県事業の「乳幼児医療費助成事業」に上乗せして就学前児童の入院・通院にかかる医療費を助成しています。子どもの疾病の早期治療、重症化予防につながるこれらの事業に対して保護者の反応は良好です。

小学校修了前までの子どもを養育している者に対して支給される「児童手当」制度は、平成 22 年度から「子ども手当」制度に移行されることにより、所得制限を設けず、対象年齢も中学校修了前までに拡大され、子育て世代への支援がより手厚くなります。

【具体的施策】

ア　保育サービスの充実

①　就労形態の多様化に伴う保育需要への対応や地域との関わりを大切にする事業を進めるため、保育所における各種サービスの充実を図ります。

②　専業主婦家庭を含む全ての子育て家庭を対象としていることから、急病などの緊急時だけでなく、育児疲れの解消を図るために一時的に子どもを預けたいなどのニーズにも対応できるよう一時預かり事業やファミリー・サポート・センターの充実を図っていきます。

③　延長保育・休日保育の充実、病後児保育の実施については、保育所、関係機関と今後協議し、実状にあったサービス体制の充実整備に努めていきます。

保育サービスの現状と目標

事業	現状（平成 21 年度）		目標事業量（平成 26 年度）	
通常保育	463 人	8 か所	480 人	8 か所
延長保育事業	30 人	4 か所	40 人	4 か所
休日保育事業	5 人	1 か所	10 人	2 か所
病児・病後児保育事業	0 日	0 か所	455 日※	1 か所
一時預かり事業	250 日	4 か所	4,701 日※	5 か所
ショートステイ事業		0 か所		1 か所

※印の目標事業量（日数）は、国の推定方法により算出

イ　子育て支援サービスの充実

児童数の減少は、仲間とのふれあいや遊びを通じて育まれる社会性や人間関係と規範意識の形成に大きな影響があるため、多くの児童が地域の中で自主的に集い、自由に遊び、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりが必要です。

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る事業として、放課後児童クラブや児童館のニーズが年々高まってきています。

① つどいの広場では、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、中学生などの体験活動の場として、積極的な受け入れを実施していきます。

② 放課後児童クラブの拡充を図ります。

③ 放課後こども教室の拡充を図ります。

子育て支援事業の現状と目標

事業	現状（平成 21 年度）	目標事業量（平成 26 年度）
放課後児童クラブ事業	8 か所	10 か所
放課後こども教室事業	12 か所	13 か所
ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	2 か所
地域子育て支援拠点事業：ひろば型（つどいの広場事業）	1 か所	2 か所

ウ　経済的支援の充実

①　保育料については、第２子の３歳未満児の保育料を半減、第３子を無料にするとともに、今後とも県下の状況を把握し、家計に及ぼす影響を考慮しながら検討していきます。

②　乳幼児医療費助成を今後も継続実施していくとともに、健診や市報を通じて積極的な広報活動に取り組みます。

③　児童手当制度（平成 22 年度は児童手当＋子ども手当、平成 23 年度からは子ども手当）については、ケーブルテレビの活用や市報等に定期的に掲載するなどし、積極的な広報に努めるとともに、教育委員会・学校の協力を得て、児童を通じて保護者へ説明資料を届けるなどの周知徹底を図っていきます。

【施策の目指すところ】　②子育て支援サービスに関する情報提供の充実

【現状と課題】

保護者の状況に合った保育サービスの選択ができるよう、積極的な情報提供に努めなくてはなりません。情報が不足していると、サービス利用につなががらないばかりでなく、ひいては“子育てしやすいまち”という実感を持つことができないという悪循環を招くおそれがあります。

子どもに関する相談窓口としては、「乳幼児すこやかテレホンサービス」や「ヤングテレホン」、「竹田いじめ不登校相談電話」といった電話相談のほか家庭児童相談室などの相談事業を実施しています。

また、民生委員、児童委員や母子保健推進員など、身近に利用できる相談員がいます。関係機関と連携し、子どもの成長に応じた制度や相談窓口の一覧表を作成し、保護者に配布しています。

また、今回のニーズ調査では、相談相手がいないという人が就学前児童保護者で 14.4%、小学生保護者で 14.2%います。育児の相談相手としては配偶者に次いで友人が多く、サークル等を通じた友達づくりが子育ての悩みや不安解消につながるといえます。

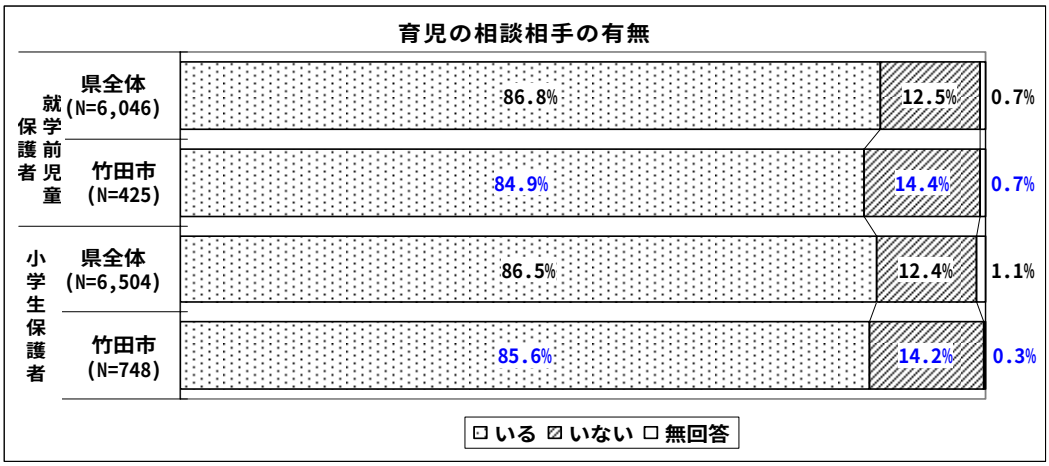

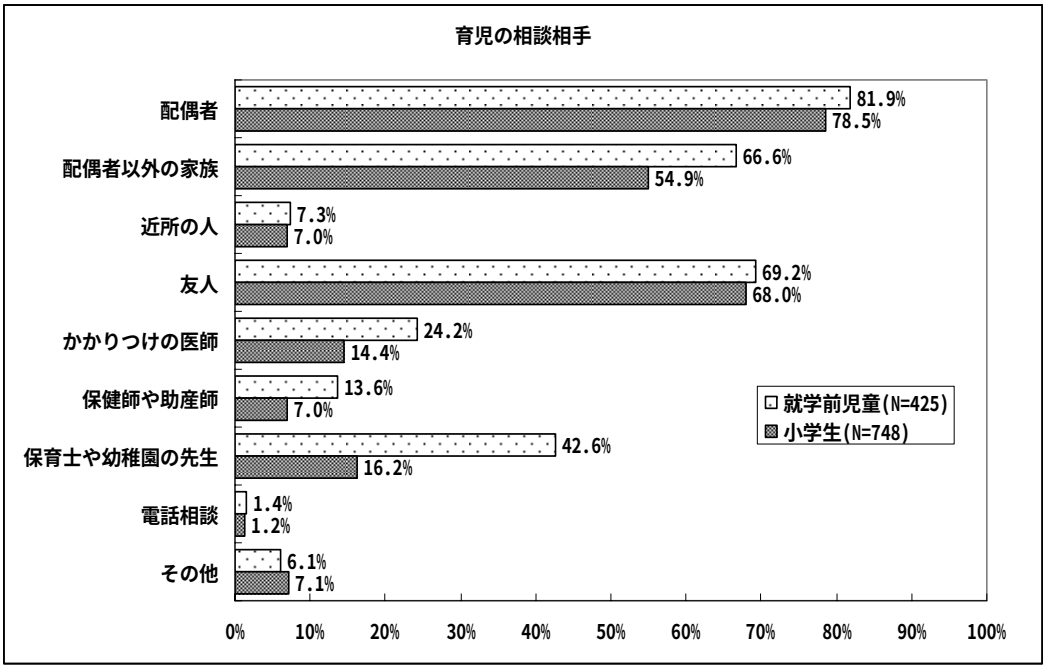

資料：子育て支援ニーズ調査

【具体的施策】

①　子育てに悩む保護者のニーズを明らかにし、魅力ある講演会や学習会の機会を提供するとともに、ケーブルテレビや市報、チラシなどにより積極的に広報、啓発を行います。

②　講演会や学習会の開催にあたっては、仕事をしている保護者や障がい児を持つ保護者が参加しやすいよう託児や時間帯等に配慮します。

③　ケーブルテレビ、市報、市ホームページ等の有効活用により子育て情

報を提供し、子どもを産み、育てるうえでの不安解消に向けて支援します。また、各種支援サービスをわかりやすく紹介するパンフレットを作成し配付します。

④　相談しやすい窓口となるためには、まず顔見知りになることも大切であり、相談員の学校訪問や地域事業への参加などを積極的に行います。

指標項目		現状（平成 21 年度）	目標（平成 26 年度）
育児について気軽に相談できる人がいる	就学前児童保護者	84.9%	90%以上
	小学生保護者	85.6%	
母親学級･両親学級･育児学級を利用したことがある	就学前児童保護者	53.2%	70%以上
	小学生保護者	52.4%	

【施策の目指すところ】　③子育て支援者の育成

【具体的施策】

①　子育てサークルや母親クラブ、放課後児童クラブなどは、地域の人の協力で運営されています。会員や指導者の児童健全育成の向上に関する研修を実施し、質的向上を図ります。

②　民生委員・児童委員や主任児童委員、母子保健推進員、愛育班、子育てボランティア等が地域に根ざし、活動しやすい体制を整えるとともに、関係機関との連携の下、効果的な役割分担、事業展開を図っていきます。

【施策の目指すところ】　④地域ぐるみの子育て支援の充実

【現状と課題】

地域の中で子ども同士が遊んだり、子どもが大人とふれあいながら育つ場が少ないため、人との交わりの中で培われる社会性や自主性が育ちにくくなっています。子どもが自分で課題を見つけ自ら学び、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する力はもちろんのこと、他人を思いやる心や感動する心の醸成により豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた

生きる力を学校、家庭及び地域が相互に連携しながら社会全体で育んでいくことが必要です。

そのため、親子がふれあう場の提供やスポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動を行う子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

また、障がい児を持つ親の会「ひだまりの会」や、近年増えている外国人妻の生活や子育てを支援する「外国人妻の会」等が発足し、それぞれの状況に応じた子育てを支援する体制づくりやネットワークができつつあります。

また、このような各団体の活動を支援するため、ボランティア組織による託児支援等が行われています。

【具体的施策】

ア　仲間づくりができる

①　子育てサークルや障がい児を持つ親の会「ひだまりの会」、外国人妻の生活や子育てを支援する「外国人妻の会」等の活動を支援し、各クラブのネットワーク化を図り、子ども同士のふれあいや母親同士の交流を促進します。

②　民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員、愛育班との情報交換を密にし、ネットワークづくりなどの支援をしていきます。

③　子育て支援連絡会議や各地域の総合相談支援センター運営協議会において、各種団体、関係機関との連携と地域間の情報交換を図り、地域ぐるみの支援を推進します。

イ　世代間の交流ができる

①　高齢者との交流はもとより、年齢の違う子ども同士の交流の機会を増やすため、地域の子ども会活動の活性化を図りながら、高齢者との交流事業を活発に行えるよう学校・ＰＴＡとともに支援します。

②　保育所や幼稚園で行っている地域の老人クラブや老人施設等との交流を引き続き実施し、積極的に高齢者とふれあう機会を作ります。

③　青少年育成市民会議の活動を支援し、地域における子どもの健全育成を推進します。

基本方針

4. 子育ての支援がある

施策の目指すところ

・子育て支援サービスの充実
・子育て支援サービスに関する情報提供の充実
・子育て支援者の育成
・地域ぐるみの子育て支援の充実

自分・家庭でできること

○地域の行事に積極的に参加する　・・・・・など

地域ができること

○地区の公民館等で世代間交流を行う
○地域での見守り・声かけ
○子ども会活動の活性化
○育児用品等の交換会の開催
○子育てボランティアへの参加　・・・・・など

行政・学校が取り組むこと

○保育サービスの充実
○放課後児童クラブの充実
○各種経済的支援策の周知
○気軽に相談できる窓口の設置
○携帯サイトを使った情報発信
○子育てボランティアの育成・支援
○世代間交流の促進
○機関紙・チラシ等による各種情報の提供
○子育てに関する講演会や学習会の開催　・・・・・など

基本方針５：子育てしながら仕事が続けられる

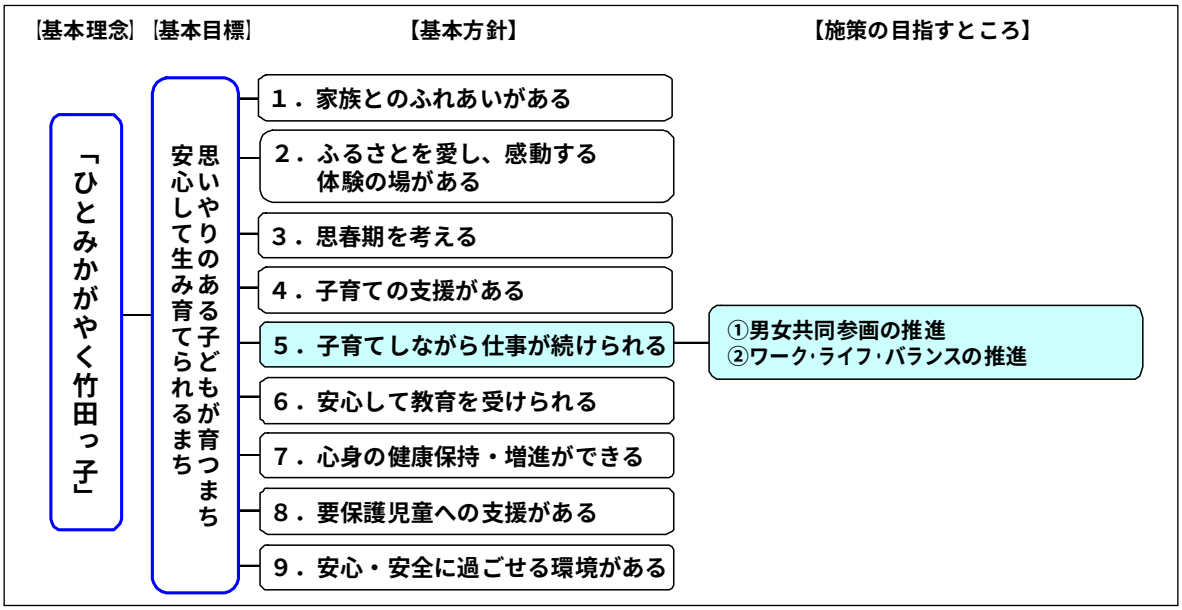

【施策の目指すところ】　①男女共同参画の推進

【現状と課題】

憲法では「個人の尊重と法の下の平等」がうたわれていますが、長い歴史の中で形づくられてきた意識などから、男女があらゆる場で対等にあるとはいいがたく、性別に起因する差別がいまだ存在しています。

固定的な性別役割分担意識から、家事や育児による女性の過重負担を招き、地域や職場においては思うように活動できずに満足のいく生き方ができないなどの問題があります。女性が子育てしながら働き続けることができるようあらゆる場における教育と啓発を推進する必要があります。

【具体的施策】

① 家庭における男女共同参画の推進

家族の理解のもとに、女性だけの負担を減らし、みんなが協力して子育てすることを目指します。

② 働く場における男女共同参画の推進

自営も含んだ職場において男女の差別をなくし、やりがいを持って長く働き続けることができる職場づくりを目指します。

③ 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進
小さい時から自然に男女平等意識が身に付く教育を推進します。

④ 地域における男女共同参画の推進
女性もいきいきと地域活動ができ、また地域の理解の中で子育てができることを目指します。

【施策の目指すところ】　②ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

「育児・介護休業法」では、育児休業を取得した場合、年金、社会保険の掛金の免除や育児休業給付金が雇用保険から支給されるなど経済的支援が受けられるようになっています。

また、平成 21 年の育児・介護休業法の改正により「子育て期間中の働き方の見直し」や「父親も子育てができる働き方の実現」、「実効性の確保」などが盛り込まれました。

しかしながら、制度の対象外の就労や職場の雰囲気で取りづらい等の理由から、制度が十分に活用されていないのが現状です。産前産後休暇や育児休業を安心して取得するには、企業や働く仲間の理解が不可欠です。また、妊産婦の職場環境への配慮や、出産を理由にした退職強要の防止等も必要になります。

企業への啓発や市民に対する法や制度の周知、相談窓口の充実が今後の課題となっています。

【具体的施策】

① 企業への啓発や市民に対する法や制度の周知、相談窓口の充実等を積極的に図っていきます。

② 企業や市民にワーク・ライフ・バランス意識の浸透を図ります。

基本方針

5．子育てしながら仕事が続けられる

施策の目指すところ

・男女共同参画の推進
・ワーク・ライフ・バランスの推進

自分・家庭でできること

○父親も積極的に子育てに参加する
○家族みんなで家事・育児に関わる　・・・・・など

地域ができること

○周囲の人が夫の育児参加に対して、当たり前という意識を持つ
○男女共同参画社会への理解を深める　・・・・・など

企業ができること

○子育て家庭に対する職場環境の整備
・労働時間の短縮
・年次有給休暇取得率の向上に向けた環境整備
・産休、育児休暇、看護休暇取得を取りやすい職場環境の整備
・再雇用制度の導入
・職場の雰囲気づくり　・・・・・など

行政が取り組むこと

○男女共同参画を推進する啓発・広報
○企業への情報提供・啓発
○ワーク・ライフ・バランス意識の浸透　・・・・・など

基本方針６：安心して教育を受けられる

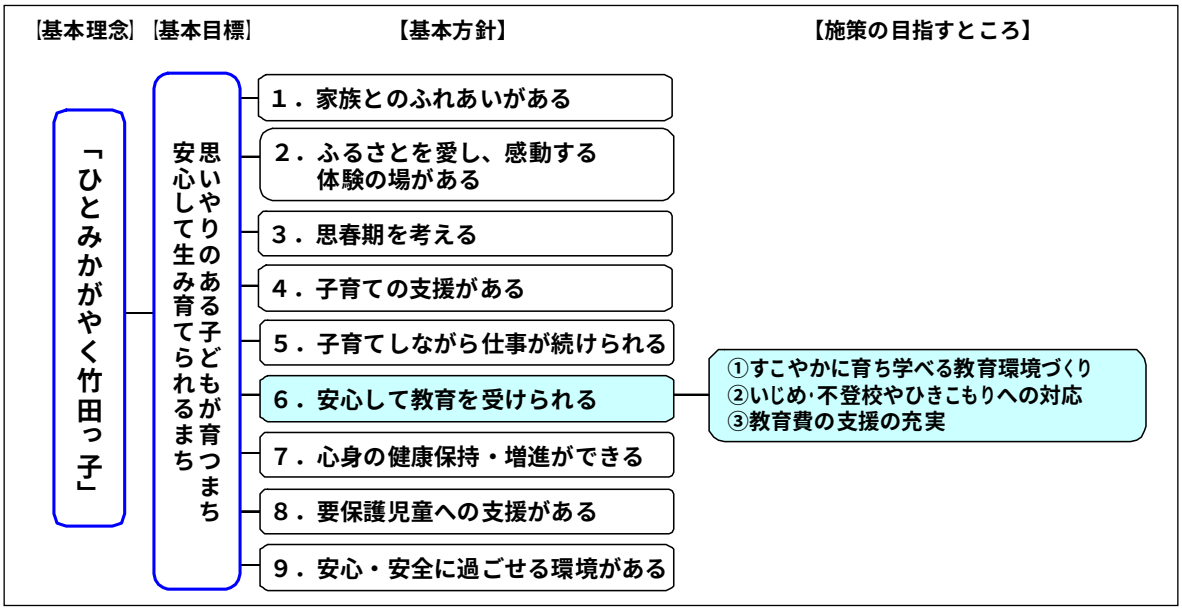

【施策の目指すところ】　①すこやかに育ち学べる教育環境づくり

【現状と課題】

基本的な生活習慣ができていない、我慢することができない、対人関係を結ぶことが苦手である等々、現在の子どもたちの心身の変化が問題になっています。また、小中学生が大きな事件を起こし、ニュースになることも以前より多くなっています。これらの原因として「生きる力」の不足が指摘されています。

そこで、これからの変化の激しいことが予測される社会を生きる子どもたちには、「生きる力」即ち、自分自身で考え問題を解決していく力・自分の生き方を見つめ他者との望ましい人間関係を築いていく力・向上心をもって困難に立ち向かう力を育む教育環境等が整備されることが必要です。

学校施設は、児童・生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の住民にとって災害発生時の避難所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど安全性の確保は、極めて重要です。

将来、発生が危惧されている大規模地震に備え、耐震性が低いとされている昭和 56 年以前の建物の耐震化を推進していくため、市立小・中学校の耐震化整備計画を策定しています。小学校 13 校、中学校 6 校の合計 50 棟のうち、この計画の対象となっている校舎 7 棟、体育館 7 棟の 14 棟について耐震化を図り、平成 24 年度までに耐震化の完了を目指します。平成 21 年 4 月 1 日現

在の耐震化率は、80.0%となっています。

また、ＡＥＤの設置が全国的に進んでいますが、竹田市では、公共施設を始め中学校全校に設置しており、今後は全小学校への設置を進めていく計画です。

【具体的施策】

① 子ども、幼稚園・学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりの特性や個性に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の導入による学校の活性化等の取組を推進します。

② 学校・家庭・地域社会が一体となって「心の教育」を推進していくという意識改革を図り、あきらめずに努力するしんぼう強い誠実な「竹田っ子」を育てていきます。

③ 子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣・意欲・能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善を進め、体育の授業を充実させていきます。

④ 子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、スポーツ環境の充実を図ります。

⑤ 子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣を身につけさせるための健康教育を推進します。

⑥ 平成24年度を最終年度として、小学校、中学校の耐震補強工事を行い、子どもの安全を確保します。

⑦ 体育館の耐震補強を行い、子どもの安全及び避難場所を確保します。

⑧ ＡＥＤの使用方法を含め、救急措置の講習会を開催し、児童生徒の安全を図ります。

【施策の目指すところ】　②いじめ・不登校やひきこもりへの対応

【現状と課題】

文部科学省の調査によると、平成 20 年度のいじめの認知件数は、前年度より減少傾向にあるものの、小学校 40,807 件、中学校 36,795 件の合計 77,602 件にのぼっています。大分県では小学校 2,442 件、中学校 1,097 件の合計 3,539 件となっています。

いじめの要因として主に次のようなことがあげられています。

①家庭における要因

基本的な生活習慣や生活態度が十分に教育されていないなど、家庭のしつけが不徹底であることが考えられる。

②学校における要因

教職員の目が届かないところで見えないように行われることが多く、児童・生徒同士の人間関係や教職員の指導のあり方が深くかかわることもある。また、最近では小学校での生活や人間関係から中学校での環境の変化による人間関係づくりの難しさも一因と考えられている。

③地域社会における要因

住民の連帯意識の希薄化などによる地域の教育力低下や都市化の進展による子どもの遊びの変化、生活体験の不足などが考えられる。

④社会全体の要因

社会全体に「いじめは絶対に許されない」という意識が不十分であり、異質なものを排除するという社会の同質志向の意識も問題とされる。

また、近年では携帯電話のメールやインターネットを利用する機会の急激な増加により、インターネット上の非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）を利用し、特定の子どもに対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、他人になりすまして携帯電話のメールを利用し特定の子どもに対する誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、『ネット上のいじめ』という「新しい形のいじめ問題」が深刻化してきています。文部科学省の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」では、以下の４つの提案を行っています。

① 携帯電話・インターネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向けよう！

② 「情報モラル」についてしっかりと教え、子どもたちにネットのリスク

回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせよう！

③ 普段からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を！

④ いじめられた子どもを守り通そう！

いじめの加害者は多くの場合、心や家庭に問題を抱えています。学校と家庭が協力して加害者の抱える問題を解決しなければなりません。特に家庭がいじめの解決のために極めて重要な役割を担っています。「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」という基本的な考え方を家庭で責任を持って徹底する必要があります。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親身の会話やふれあいを確保することが重要です。また、保護者や教師など身近な大人が、そして社会全体が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に認識した上で、情報モラルについて子どもたちにしっかりと教え、『ネット上のいじめ』の未然防止・早期発見・早期対応等に努めることが重要です。

ひきこもりは、不登校からひきこもりに発展する例が多いことも明らかになってきています。平成 20 年度に全国の精神保健福祉センターに寄せられた相談は約 16,000 件となっています。

「引きこもり」とは「６か月以上自宅に引きこもって会社や学校に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態」で、特定の病気や障がいではありません。

引きこもり状態にある子どもを抱える家族の多くは、過保護や放任など親の子育ての仕方や家庭環境など、過去の家族の問題が原因と決めつけ、自責の念や家族の恥といった感覚から、周囲の人や専門家に打ち明けることができなかったり、試行錯誤に疲れ切って、無力感に陥ってしまったりすることも少なくありません。家族が相談機関などを通して的確な情報を得て、自分たちなりの対処方法を身に付けたり、ゆとりを取り戻すことが重要です。

本市では不登校の児童・生徒に対し、フリースクールを実施し、不登校の児童・生徒の減少に効果をあげています。

少子化、核家族化の影響で、同年代・兄弟姉妹の少ない中で育った世代が家庭を築き、乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる人が増加しています。

そのため、児童・生徒の社会性や豊かな人間性を育み、中・高校生等が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、中学校では保育所へ職場体験学習に出かけており、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組に着手しています。

また、次代を担う子ども達がたくましくこころ豊かに成長するためには、

自ら学び自ら考える力＝「生きる力」を育成することが求められています。
　市内の小中学校では、宿泊体験学習や国際交流事業を実施しており、貴重な体験をしています。

不登校児童･生徒数

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
小　学　校	7	3	3	3
中　学　校	20	15	16	15

【具体的施策】

①　いじめ、不登校、引きこもりは本人だけでなく家族にも精神的・肉体的負担となることから、関係機関と連携をとりながら早期発見・早期対応に努め的確な支援を行うとともに、大分県精神保健福祉センター、豊肥保健所、中央児童相談所、県教育センターなどの公的相談機関の周知・広報を積極的に展開します。

②　学校に登校できなくなった児童・生徒が居場所として集う、竹田市教育支援センター「サフラン」の充実・活用を図ります。

③　不登校対策には、学校の対応だけでなく地域社会の理解が必要なことから、学校・家庭・地域が連携した取組を進めていきます。

④　保育所等で小・中・高校生が乳幼児とふれあう機会をつくり、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むとともに、将来の子育てへの貴重な体験にもつながるため積極的に交流の機会を広げていきます。

⑤　確かな学力と豊かなこころ、忍耐強い子どもの育成を教育の中心に据え、学校教育、図書館教育、体験学習等の充実に努めます。安心して学べる環境づくりのために、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を強化し、安心・安全なネットワークづくりを図ります。

【施策の目指すところ】　③教育費の支援の充実

【具体的施策】

①　経済的に困窮している世帯には、義務教育費の減免措置・給食費の減免を図っていきます。(住民税による制限あり。)

② 大学進学者に対する奨学金制度の広報を行い、経済的な理由で進学をあきらめずに目標を持って高校生活を送れるように支援していきます。

③ すでに実施している就園奨励費、就学奨励補助、日本スポーツ振興センター負担金補助、遠距離通学者補助などの補助事業の周知を図るよう努めます。

基本方針

6．安心して教育を受けられる

施策の目指すところ

・すこやかに育ち学べる教育環境づくり
・いじめ・不登校やひきこもりへの対応
・教育費の支援の充実

自分・家庭でできること

◯体験学習に積極的に参加する
◯無理の無い学習を自分でするように教える　・・・・・など

地域ができること

◯学校教育への理解と参加
◯地域での声かけ・見守り　・・・・・など

行政・学校が取り組むこと

◯学校の安全対策の万全化
◯安心・安全のネットワークづくり
◯体験学習を通した「生きる力」の育成
◯公的相談機関の周知・広報
◯引きこもり・不登校・いじめ問題への支援
◯義務教育費・給食費の減免
◯奨学金制度の拡充
◯各種補助事業の継続及び周知の徹底　・・・・・など

基本方針７：心身の健康保持・増進ができる

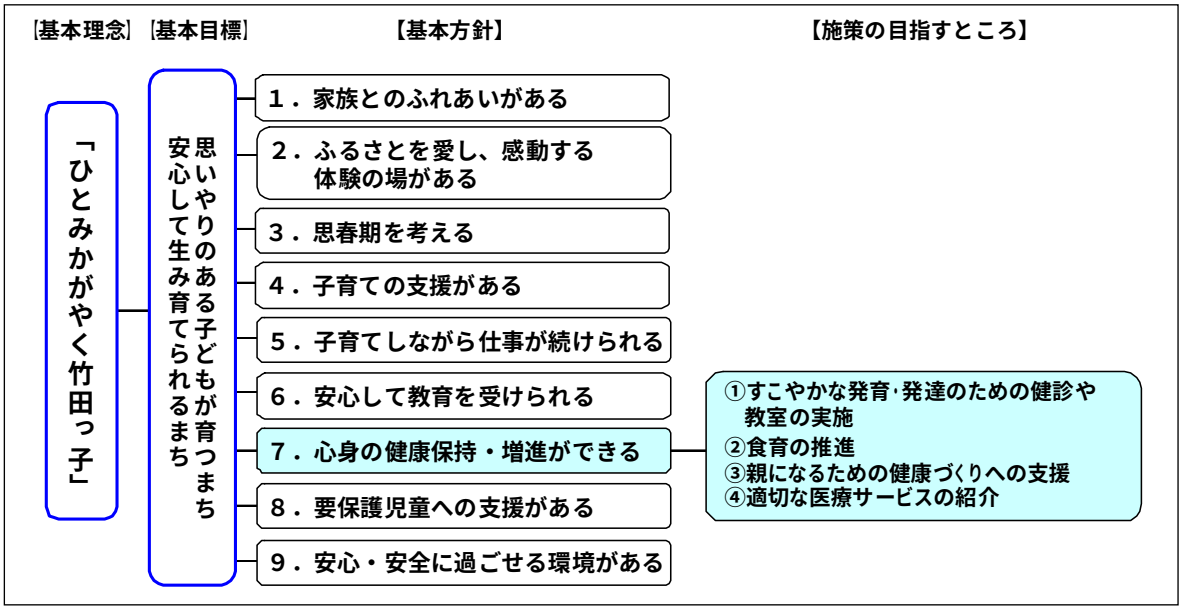

【施策の目指すところ】　①すこやかな発育・発達のための健診や教室の実施

【現状と課題】

安心して子どもを生み健やかに育てるためには、親や子どもの心身の健康づくりが重要です。「子どもの健康」とは、単に病気にかかっていないということではなく、保護者や家庭など子どもの育つ環境が経済的にも社会的にも身体的にもよい状態に保たれていることが大切です。

近年は、世帯構成や家族形態も多様化しており、個々に応じた支援が求められ、病気の予防や発育発達の評価、育児上の問題に関する相談、予防接種を中心とした感染症の予防、家庭や学校における健康上の問題解決など幅広い活動が必要です。

さらに、妊娠、出産、子育てにおける必要な支援が途切れなく受けられることが重要です。

核家族化、少子化が進行する中で、育児上の不安を覚える保護者が多くなっており、今後さらに産婦人科医・小児科医・助産師・保健師・栄養士・保育士などと連携し、発達段階に応じた食事、運動、心の発達、事故防止などの基礎学習が必要です。

また、幼児のう歯（虫歯）の保有率は１歳６か月から３歳の間に急増していることから、乳幼児に対する口腔診査・歯科保健指導を歯科医師等と連携して充実させる必要があります。

【具体的施策】

①　心穏やかに安心して妊娠・出産・子育てできるよう、妊婦、乳幼児の健診や教室を通して、支援体制を充実していきます。

②　妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などにより子育ての孤立化を防ぎ、保護者の不安軽減に努めます。

③　嫁いだ地域に、友だちがいない、相談できる人がいないという母親もいることから、お母さん教室などを通じて母親の仲間づくりを推進し、育児不安を軽減し親の持つ育児力を高めるための支援を行います。

④　乳幼児健診は疾病・障がいの早期発見・早期治療の目的だけでなく、育児不安や虐待予防など母親への育児支援の場としても重要な役割を果たしています。平成 21 年 11 月に開院した市立「こども診療所」と連携し、乳幼児健診の精度を高めるとともに、健診後の精密健診や相談会の実施によって円滑に早期支援につなげていきます。

指標項目	現状 （平成 20 年度）	目標 （平成 26 年度）
乳児健診(集団)受診率	67.2%	70%以上
１歳６か月児健診(集団)受診率	91.0%	93%以上
３歳児健診(集団)受診率	86.5%	90%以上
５歳児健診(集団)受診率	87.9%	90%以上

乳児健診

⑤　乳幼児健診での歯科指導を充実させるとともに、保育所、幼稚園、学校、歯科医師等と連携して歯磨き教室を開催し、歯の大切さや毎日の歯磨きの重要性を認識して「食べたら磨く」ことを習慣化できるように支援します。

また、フッ素塗布について正しい知識を提供するとともに、虫歯予防に上手に利用できる環境づくりを進めます。

指標項目	現状 （平成 20 年度）	目標 （平成 26 年度）
虫歯保有率（１歳６か月児）	2.3%	0%
虫歯保有率（３歳児）	40.9%	30%以下

【施策の目指すところ】　②食育の推進

【現状と課題】

子どもの健全育成の観点から、食の重要性が見直されてきており、平成 16 年６月に閣議決定された少子化社会対策大綱において、食育の普及を図ることが明記され、平成 17 年６月に食育基本法が成立しました。食育基本法では、「食育」は次のように位置付けられています。

> 子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、**生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるもの**である。

食環境は、手作りの時代から加工食品・ファーストフード中心の時代へと変化しています。また、家族そろって食事をする家庭も減りつつあります。

今回のニーズ調査の結果から、朝食を毎日摂る子どもは就学前児童で 91.8%、小学生で 89.6%となっています。子どもだけやひとりで、朝食を摂っている就学前児童が 8.5%、小学生が 20.7%、夕食を摂っている就学前児童が 1.2%、小学生が 0.7%となっています。朝食は集中力や情緒の安定にも関係しており、３食きちんと摂る習慣を身につけることが大切です。また、食事は、家族のコミュニケーションの場や、感謝の気持ちを子どもたちに伝えるしつけの場でもあります。１人で食事をする「孤食」をやむを得ないとせず、家族そろっての食事の重要性を再認識してもらえるよう、様々な機会を通じて伝えていく必要があります。平成 22 年度から５年間の食育の指針と

なる「竹田市食育推進計画」に基づき、家庭、地域、学校、行政が連携して食育の推進を図ることとしています。

【具体的施策】

①　偏食をなくし、バランスのとれた食生活を送るためには、乳幼児期からの習慣づくりが欠かせません。健診や教室を通して離乳食等の相談を積極的に行うとともに、講演会やパンフレット等の配布により、健康的な食生活の推進に向けて啓発に努めます。

②　子ども自身が食について関心を持ち、自ら考え、選び、実践できる力をつけるために親子料理教室や子ども料理教室を実施します。

③　食生活改善推進協議会をはじめ関係団体や市民との連携により、子どもや保護者を対象に昔から伝わるふるさとの食べ物を紹介し、今後も伝統的な食文化や健康づくりのための食生活について、地域の中で楽しく学べるよう、様々な料理教室やイベントを開催します。

食育プロジェクト(こねこクラブ)

【施策の目指すところ】　③親になるための健康づくりへの支援

【現状と課題】

青年期は親になる準備期ですが、やせ願望によるダイエットや朝食欠食、食のコンビニ化も多くみられます。若いうちから食生活を中心とした生活習慣の確立や心身の健康づくりの大切さを広く普及啓発する必要があります。

また、近年は不妊に悩む夫婦が増加しています。不妊の治療には精神的負

担だけでなく、多大な費用がかかり経済的負担も大きくなっています。

【具体的施策】

① 青年期の人たちが、健康についての適切な情報を得ながら自己決定し、健康的な生活習慣を身につけることができるよう支援します。

② 結婚・妊娠・出産等自分のライフプランを考える上での情報提供や場の提供に努めます。

③ 母子健康手帳交付時からの相談に限らず、妊娠期にある女性やその配偶者となる男性、その家族なども対象に、いつでも気軽に相談できる体制整備や必要な情報がいつでも手に入る環境づくりも行っていきます。

④ 安心・安全な出産のため、妊婦健診の受診勧奨に努めます。

⑤ 妊娠中から出産後までを学習する「安心マタニティるーむ」を日曜日に開催します。

⑥ 妊娠中は、口腔内の衛生が保たれにくくなるので、妊婦歯科検診を実施します。

⑦ マタニティマークを妊婦に役立てていただくとともに、マークの周知を図り、妊婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。

⑧ 不妊治療費の補助を継続実施していくとともに、子どもを望む人が安心して相談できる体制を確立し、精神的・経済的負担の軽減を図ります。

【施策の目指すところ】　④適切な医療サービスの紹介

【現状と課題】

小児医療は、安心して子どもを生み健やかに育てるための基盤となるものであることから、子どもが病気になっても安心して医療が受けられる体制整備が必要です。平成 21 年 11 月に大分大学の協力により市立こども診療所が

開設され、地域の小児医療の拠点となっています。

【具体的施策】

①　市立「こども診療所」をはじめ地域医療の充実・整備に向けて積極的に竹田市医師会や各関係機関と連携を図ります。

②　適切な医療が受けられるだけでなく、日頃の安心感にもつながるかかりつけ医を決めておくよう働きかけます。

③　万が一の時にも慌てなくて済むよう病気の対応についての学習会を開催します。

指標項目		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 26 年度)
かかりつけ医をきめている	就学前児童	92.5%	95%以上
	小学生	84.8%	90%以上
急病時に医療機関が見つからずに困ったことがある	就学前児童	47.6%	20%以下
	小学生	39.0%	

基本方針

7．心身の健康保持･増進ができる

施策の目指すところ

･すこやかな発育･発達のための健診や教室の実施
･食育の推進
･親になるための健康づくりへの支援
･適切な医療サービスの紹介

自分･家庭でできること

◯かかりつけ医を決めておく
◯乳幼児健診･妊婦検診を受ける
◯規則正しい生活を心がける
◯むし歯予防の方法を知り実行できる
◯3食バランスのよい食事を心がける
◯手作り、スローフードの推進　･････など

地域ができること

◯食文化の継承に心がける
◯気軽に買い物･地元の食材が手に入る場がある
◯地元野菜を使った料理教室を開催する　･････など

行政･学校が取り組むこと

◯こども診療所や竹田医師会、関係機関との連携強化
◯健診･教室の充実
◯予防接種の実施
◯医療費助成
◯歯の健康教室の開催
◯マタニティマークの普及
◯食生活の学習会等の開催
◯学校給食における地産･地消の推進
◯医療機関に関する情報提供　･････など

基本方針８：要保護児童への支援がある

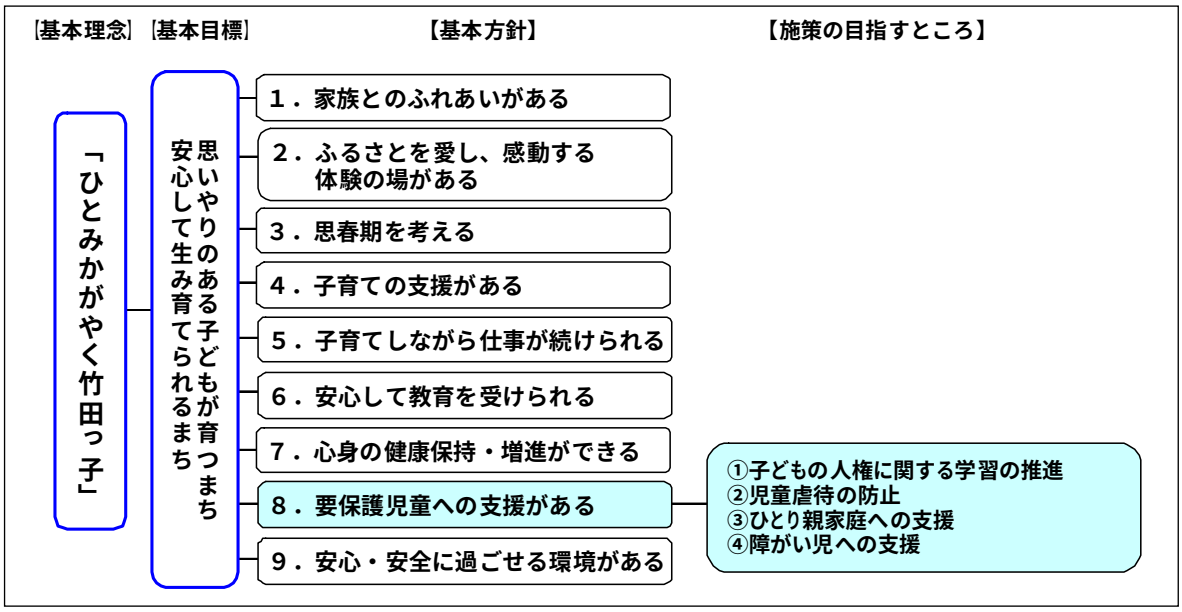

【施策の目指すところ】　①子どもの人権に関する学習の推進

【現状と課題】

児童虐待や小中学校におけるいじめの問題や不登校など、子どもを取り巻く環境は年々複雑・深刻化し社会問題となっています。

「人権を大切にする心を育てる」教育・保育を行うことはもちろん、周囲の大人が子どもを権利の主体として認め、子どもの最善の利益を図ることを理解していくことが、これらの問題を解決する有効な手立ての一つといえます。

人権学習については、学校の授業、ＰＴＡ活動、地域、職場において積極的に行われていますが、男女の固定的な役割分担意識があるなど、まだまだ十分とはいえません。また、学習会によっては極端に参加人数が少ない場合があるため、より興味を引く内容にするなど改善の必要があります。

一人一人の人格が尊重される環境の中でこそ子どもの能力や個性が発揮され、相手を尊重する気持ちが生まれてくることを踏まえ、幼い頃からあらゆる場面で、人権について学べる機会を提供していく必要があります。

また、“障がいのある、ないにかかわらず”、地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが必要です。

【具体的施策】

①　幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育等を推進します。

②　福祉施設、特別支援学校など関係機関と連携した体験的学習機会の充実を図ります。

③　配偶者からの暴力に対しては平成 13 年にＤＶ法（配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律、平成 19 年７月改正）が制定され、「国及び地方公共団体は配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務がある」とされています。行政や警察だけでなく、医療機関、弁護士、地域住民等と幅広い関係者による体制を整備します。

【施策の目指すところ】　②児童虐待の防止

【現状と課題】

児童虐待については、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律（平成 20 年 12 月改正）」が施行され、虐待を発見した者には通告義務が明記され、特に児童福祉に関係のある者には早期発見の義務が規定されています。平成 20 年度の全国児童虐待相談処理件数は、前年度より約 2,000 件多い 42,662 件で過去最高となり、集計を始めた平成２年度の約 39 倍に増えています。大分県の処理件数は 522 件で前年度より５件(１％)減少しています。

いじめや児童虐待の問題に対応するため、周囲の人々の理解と協力を得られるよう啓発に努めるとともに、相談窓口の整備や関係機関との体制強化が求められており、竹田市では、児童虐待ハイリスク児に対する虐待防止の視点とネットワークの構築に向けた地域関係者の資質向上を図る目的で要保護児童地域協議会実務部会を開催しています。

また、児童虐待とともに大きな社会問題となっていることの一つに配偶者からの暴力（ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス）があります。配偶者からの暴力は子どもへの影響として、①子どもも直接の被害者となる、②暴力の目撃者となる、③暴力は世代から世代へと受け継がれていくことが多い、④子どもの安全な生活や発達が保障されないなど、子どもの側からみれば、まさにＤＶは虐待と同じことです。

今回のニーズ調査でも、子どもの人権を侵害していると思うことはないと明確に否定した人は 48.8%～67.6%で、約３割から５割の人が人権を侵害している、もしくはしているかもしれないと思っています。

人権を侵害していると思うことは、「感情的な言葉」が最も多く、父親で約8割、母親で約9割にのぼっています。

「たたく」も就学前児童に対しては約3割、小学生に対しては約2割あります。

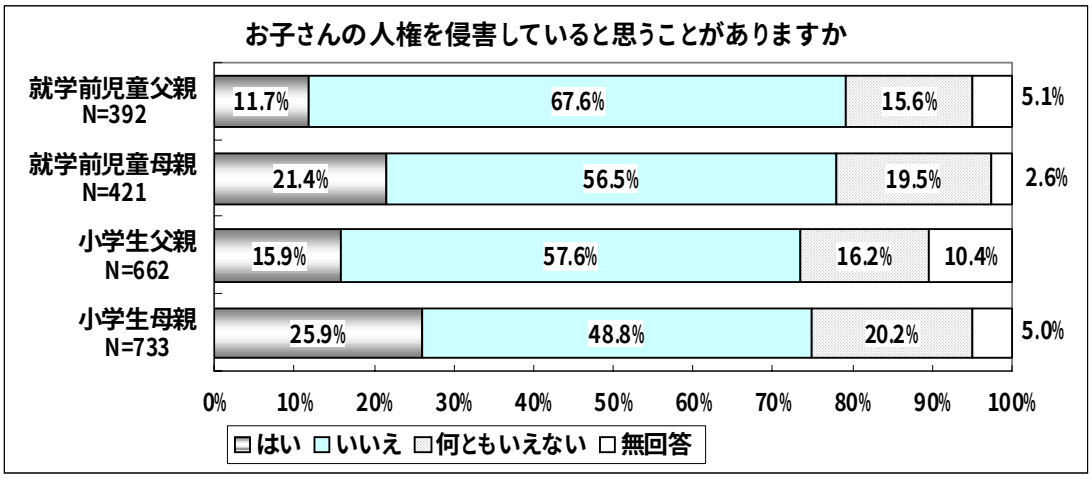

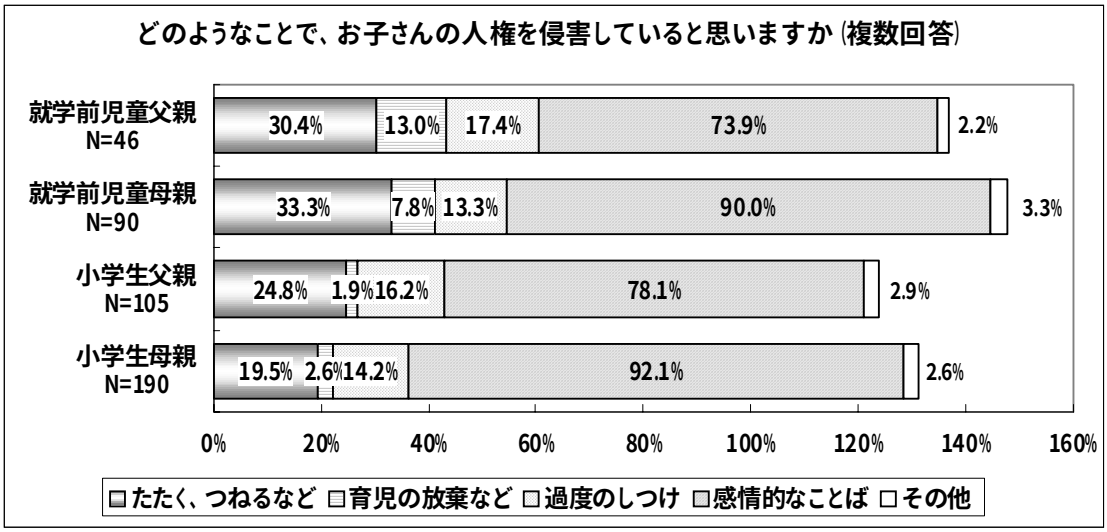

資料：子育て支援ニーズ調査

【具体的施策】

①　児童虐待は、周囲の人が気付きにくく事実確認が難しい問題です。いじめや児童虐待の予防・早期発見のため、地域の理解と協力が得られるよう啓発に努めます。

②　保育所、幼稚園・学校、医療機関、警察、児童相談所などの関係機関や民生委員・児童委員等との連携及び情報交換を深めて、虐待防止ネットワークをさらに充実させていきます。

③　民生委員・児童委員を始めとする地域住民等による声かけ訪問の実施など地域と一体となった虐待の早期発見と防止に取り組みます。

④　虐待を受けた子どもへのケアや虐待に至ることとなった親（保護者）に対する相談援助、指導の体制を強化し、育児不安の解消や虐待の再発防止を図ります。

竹田市児童虐待相談延べ件数

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
身　体　的	7		5	8
心　理　的				22
性　　的	1			10
ネグレクト	4	3	1	12
そ　の　他				
合　　計	12	3	6	52

指標項目	現状（平成 20 年度）	目標（平成 26 年度）
児童相談所への通告件数	12 件	0 件

【施策の目指すところ】　③ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

平成 21 年の竹田市の母子・父子家庭・寡婦家庭は 402 世帯で、近年急速な増加傾向にあります。大分県が調査した『ひとり親家庭等実態調査報告書』によると、母子家庭、父子家庭ともに、子どもに関しては「教育・進学」「しつけ」が大きな悩みになっています。竹田市では、様々な問題・悩みを抱えているひとり親家庭を支援するため、母子自立支援員を１名配置し相談に応じていますが、生活の安定と子どもの健全育成を一段と図るために、経済的支援及び相談体制の一層の充実が求められます。

【具体的施策】

①　ひとり親家庭の一番の悩みである経済的な不安を軽減するため、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成や小口資金貸付などの経済的支援を行っていきます。

② ひとり親家庭が自立できるよう母子自立支援員を継続して配置し支援していきます。

③ ひとり親ゆえの子育てや経済的不安などの相談や要望に、母子自立支援員が応じられる環境づくりをし、さらに、求人・資格取得などの家庭生活の安定につながる情報を確保するためハローワーク等の機関との連携に努め、これらの情報を適切に提供できる情報交換の場を定期的に設けます。

④ ひとり親家庭情報交換事業（バス旅行やクリスマス会など）を実施して、親子が楽しくふれあえる機会をつくるとともに、生活や子育ての悩みを相談しあえる仲間づくりができるよう、親子ふれあい事業を今後も積極的に実施していきます。

⑤ 母子福祉活動の振興を図るため、自主的に組織された母子寡婦福祉連合会に助成を行うとともに、相互協力して活動していきます。

⑥ 「ファミリー・サポート・センターの利用支援事業」等の取り組みにより、ひとり親家庭への支援を推進します。

【施策の目指すところ】　④障がい児への支援

【現状と課題】

身体障害者手帳の所有者は平成 21 年４月１日現在で 2,393 人、療育手帳の所有者は 183 人です。このうち、児童の身体障害者手帳所有者は 18 人で、療育手帳の所有者は 25 人います。障がいを持つ人が家庭や地域社会の中で安心して生活が送れるよう、就学・就労の場や移動手段の確保に努め、地域の人が障がい者に対して正しく理解することが大切です。竹田市子ども特別支援ネットワークを開設し、特に障がいのある子どもを支援するために体制を強化しました。

心身の発達に心配のある子どもの子育てについては、こどもデイサービスセンター「ゆうゆう」において、児童デイサービスと障がい児タイムケア事業を実施し、児童の療育や放課後の支援を行っています。利用者数は、児童デイサービスが 4 名、障がい児タイムケア事業が 8 名と、利用率はまだまだ低く、行政、施設、それぞれの立場から対象児童の把握、広報に努める必要

があります。

また、平成 18 年度には「障害者自立支援法」が施行されました。これは、ノーマライゼーションの理念を実現するため、それまでばらばらであった３障がいに対するサービスを一元化し、障がい者が自らサービスを選択し、契約に基づいてサービスを利用するという制度です。それだけに従来にも増して、サービスに関する情報提供や事務手続きの仕方などについての分かりやすい広報・啓発活動が求められています。

【具体的施策】

① 障がいのある子どもを持つ家庭への経済的支援として、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、障害児医療費助成、重度心身障害者医療費支給など各種手当の支給や補装具の交付制度等がありますが、必要な支援が適切に受けられるよう、積極的に情報提供を行っていきます。

② 障がいのある子どもを持つ親の会「ひだまりの会」と協力し、障がいのある子どもを持つ保護者のネットワークづくりを推進し、支援体制の強化を図ります。

③ こどもデイサービスセンター「ゆうゆう」等の障がい福祉サービスについては、広報を積極的に展開し、普及・利用に取り組むとともに、関係機関等と連携を図りながら相談活動を充実していきます。

④ 「竹田市子ども特別支援ネットワーク」を活用し、医療・保健・福祉・教育関係者が一同に会して、障がいのある子どもへの支援体制を強化していきます。

⑤ 世代間の交流だけでなく、障がいのある子どもとの共生を進めるため、特別支援学校や障がい児・障がい者施設との交流を行い、低年齢の頃から障がいを持つ人の立場に立ち、「障がい」を理解できる子どもの育成に努めます。

基本方針

8．要保護児童への支援がある

施策の目指すところ

・子どもの人権に関する学習の推進
・児童虐待の防止
・ひとり親家庭への支援
・障がい児への支援

自分・家庭でできること

○やりたいこと、夢中になれるものがある
○自分のことを好きになる
○自分の気持ちを誰かに話せる
○子どもの悩み等話を聞いてあげる
○子どもの行動や表情に気をつける
○人権学習会等に積極的に参加する
○祖父母も一緒に子育てに参加する　・・・・・など

地域ができること

○いじめ等の現場を見たら注意できるような人になる
○虐待を察知したら行政に通告する
○標語等の設置
○自治会等でビデオ学習などを行う
○障がいのある子どもへの理解を深める（ノーマライゼーションの浸透）
○地域での声かけ
○育児用品等の交換会の開催
○子育てボランティアの育成・参加　・・・・・など

行政・学校が取り組むこと

○人権学習会の開催
○いじめ110番などの相談窓口の整備・広報
○児童虐待防止ネットワークの構築
○子育てサポーターや相談員への支援
○幼稚園での障がい児保育の実施
○スロープを設けるなど車いすでも通学できる学校にする
○各種経済的支援策の継続・周知
○気軽に相談できる窓口の設置
○障がい児親の会への支援
○こどもデイサービスの活用
○健常児との交流の促進
○機関紙・チラシ等による各種情報の提供　・・・・・など

基本方針９：安心・安全に過ごせる環境がある

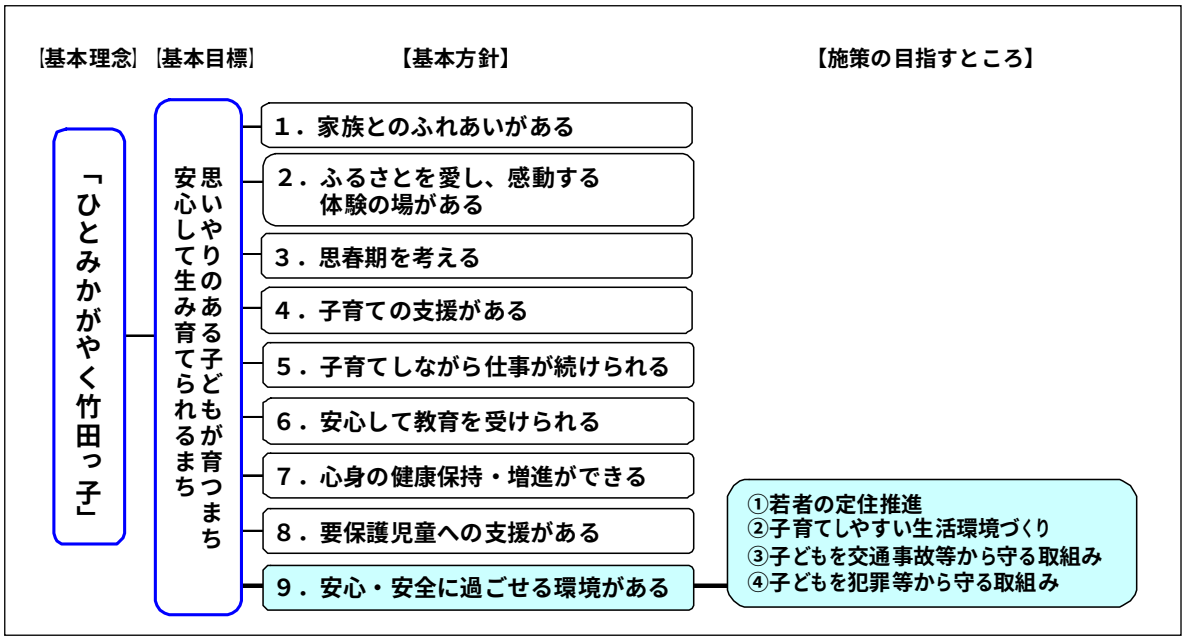

【施策の目指すところ】　①若者の定住促進

【現状と課題】

本市の人口は、平成 17 年の国勢調査で 26,534 人であったのが平成 32 年には 19,115 人に減少する見通しであり、高齢化率は 48.0%まで上昇することが見込まれています。

本市の就業構造は、第一次産業が主体となってきましたが、近年その割合が減少しており、今後もその傾向は進んでいくことが予想されています。交通基盤はＪＲ豊肥本線並びに国道 57 号及び国道 442 号等で県都大分市まで結ばれており、いずれも１時間程度の時間を要しています。しかしながら中九州横断道路の建設が進む中、いよいよ当地域も高速道路体系に組み込まれることが現実のものとなってきています。

情報インフラ整備は、近年の情報化社会に対応すべく当該地域も地域の公共基幹施設に光ファイバー網の敷設を行ってきましたが、都市との情報格差、さらには市内でも情報格差は広がるばかりでした。そこで平成 22 年の全面開局を目指して「ケーブルネットワーク施設整備事業」を推進しており、各家庭における高速通信網の整備が進み、情報格差の解消だけでなく、難視聴地域の解消、地域コミュニティの活性化が図られるものと期待されています。

本市では平成 21 年６月に「農村回帰宣言市」を標榜し、都会で退職した団

塊の世代や若い人たちのふるさと回帰を目指しています。本市に活力をもたらすものは、過疎化に歯止めをかける団塊の世代の流入に加えて、社会、経済、文化の次代を担う若者の定住とそれを可能にする活力ある産業の育成をおいて他には考えられません。

本市には祖母山や久住山のほか名水や温泉等の自然環境や生活環境が整っています。これら恵まれた生活環境の潜在能力を最大限に活かして、取り組みを進める必要があります。

【具体的施策】

①　今後は、これらの自然環境を活かしたまちづくり施策を進める中で、雇用の創出と定住の一体的な推進を図っていきます。具体的には、住環境の整備、道路整備、情報基盤整備等の推進を行う中で、地域の付加価値を高め、多様化する民間企業や若年者層のニーズに合致した施策を検証・実施します。

②　Ｕ・Ｉ・Ｊターンや新規起業の推進に向けて、情報提供・相談・指導体制の整備に努めます。

③　各地域で行っている農村交流や体験交流などにより、多くの人が地域を訪れ体験・交流することによって、地域資源の発掘、そして新たな産業の創造が導き出されることが期待されます。今後さらにこうしたツーリズムを市内全域に広げ、地域の活性化を図ります。

④　行政や市内の各種団体が連携して、「農村回帰センター」を設立します。

【施策の目指すところ】　②子育てしやすい生活環境づくり

【現状と課題】

子ども連れでも気軽に外出できるよう、身近な場所に児童公園や地区公園の整備、授乳やオムツ替えスペースの整備、歩道の整備などが求められています。

しかし、歩道についてはそのほとんどが車道との兼用になっており、主要道路の一部で整備されているに過ぎません。大型車両の通行も多く、通学路はもとより中心商店街においても安心して通学、買い物ができるよう歩道の整備を促進する必要があります。

また、従来から道路の段差解消や点字誘導ブロックの敷設、支障となる電柱移設等を実施していますが、まだ充分とはいえません。

【具体的施策】

ア．公共施設、道路などが整備されている

公共施設や道路の整備については、国・県の補助事業を有効活用しながら整備していきます。

① 公共施設では子どもや高齢者、身体障がい者等が自由に利用できる施設であることが重要であり、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れるとともに、授乳やオムツ替えのスペース等の施設整備に努めます。

② 街路や生活道路については段差の解消や電柱の移設、無電柱化の検討を進め、車イス・ベビーカーでも安心して通れる道路づくりを進めます。

③ 駐車場の整備を促進するとともに、自治会、各団体等の協力を得ながら道路沿線の美化・緑化を実施していきます。

イ．安全な公園がある

① 既存施設の遊具の定期的整備・点検と安全の確保に努め、利用しやすい公園整備を目指します。

② 河川プールや河川公園、観光施設など親子で利用できる施設の充実に努めるとともに、地域に生息する動植物を観察しながら遊ぶことができる、人と自然の共生空間として見直していきます。

【施策の目指すところ】　③子どもを交通事故等から守る取組み

【現状と課題】

交通量の増加に伴い、交通安全対策は重要になっています。特に、冬期には道路が凍結し、カーブ、下り坂等での事故が多発しています。子どもを交通事故から守るため、小中学校では交通安全教室やＰＴＡによる朝の交通安全指導を実施していますがちょっとした油断から交通事故に巻き込まれることも少なくありません。平成 20 年には竹田警察署管内で 501 件の交通事故により、156 人の負傷者と 3 人の死亡者が発生しています。このうち子どもの死亡者はいませんが、19 人が負傷しています。

【具体的施策】

①　交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるために、保育所、幼稚園、学校等での各年齢段階に応じた交通安全教育を推進していきます。

　特に、自転車の無灯火・信号無視・二人乗りなど、マナー・ルール違反がないよう、交通安全教室を実施していきます。

②　チャイルドシートの使用徹底を図るため、チャイルドシートの効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、チャイルドシートの貸し出しやリサイクル活動を実施することにより、利用しやすい環境づくりを推進します。

③乳幼児の誤飲や転落事故等を防ぐため、乳幼児健診や教室などで保護者へ注意を呼びかけ、事故防止のための環境づくりを推進します。

指標項目	現状（平成 20 年）	目標（平成 26 年度）
子どもの交通事故の負傷者数	19 人	0 人

【施策の目指すところ】　④子どもを犯罪等から守る取組み

【現状と課題】

　子どもの安全をめぐる環境は交通事故だけでなく、児童誘拐殺人事件や声かけ事案の発生など、近年凶悪化・頻繁化しています。

　子どもを犯罪から守るため、竹田市防犯協会連合会では「地域の安全は地域で守ろう」という観点から自主的な取り組みを行っており、竹田市内に結成された 8 団体の「地域安全パトロール隊」が、定期的なパトロール活動を行っています。また、女性の力を結集し、子どもが安心して暮らせる地域を後世に引き継ごうと、女性団体で組織された「竹田市防犯レディースネットワーク」には、市内の婦人会、更生保護女性会、商工会議所、商工会女性部、女性ドライバー協議会など 11 団体・約 7,200 人が加盟し、竹田市防犯協会連合会の活動に大きく貢献しています。

　その他、趣味のウォーキングや通勤などの時間を防犯パトロールに活用してもらう「セーフティ・パトロール会員」の募集を行ったり、防犯ボランティアによる紙芝居を子どもや高齢者に対する防犯教室として開催するなど、地域ぐるみで犯罪防止に取り組んでいます。

　しかしながら、竹田警察署管内でも不審者による声かけ事案があるなど、

決して他人事では済まされない状況になっています。

子どもを犯罪から守り、また少年非行を防止するためには、早期対応が不可欠です。警察、学校、ＰＴＡ等の関係機関、青少年健全育成諸団体、職場、地域、家庭が連携を図りながら協力しての総合的な犯罪防止・非行防止対策を推進していくことが何より重要です。

【具体的施策】

①　家庭・学校・警察、青少年健全育成協議会、民生委員・児童委員などと情報の共有化を図り、早期対応につなげて、協力して総合的な犯罪被害防止・非行防止対策を推進します。

②　子どもを犯罪から守るため、ＰＴＡ連合会の防犯パトロール活動や「安全パトロール隊」、「竹田市防犯レディースネットワーク」、「セーフティ・パトロール会員」の活動を支援し、地域ぐるみの防犯活動を推進していきます。

指標項目	現状（平成 20 年）	目標（平成 26 年度）
交通事故以外の事件･事故に巻き込まれた件数	6 件	0 件

③　不審者対策の避難訓練の実施や、学校安全マップを作成し、登下校時に見守りパトロールを実施します。

④　喫煙・飲酒をする子どもを見かけた時は、地域の子どもとして自然に指導ができる地域社会の醸成を少年警察ボランティア協会等の関係機関とともに目指します。

基本方針

9．安心･安全に過ごせる環境がある

施策の目指すところ

･若者の定住推進
･子育てしやすい生活環境づくり
･子どもを交通事故等から守る取組み
･子どもを犯罪等から守る取組み

自分･家庭でできること

○公園･施設の適正利用に努める
○交通ルールを守る
○子どもの前で喫煙しない
○子どもに安易に酒を飲ませない
○子どもに酒、タバコを買いに行かせない
○公園ではなるべく２人以上で遊ぶ　　･････など

地域ができること

○地域での見守り･声かけ
○環境整備に対する意見や要望を行政にあげる
○公園･施設の環境美化に努める
○子どもにタバコ･酒を勧めない、販売しない
○地域でのパトロールの実施　　･････など

行政･学校が取り組むこと

○産業の育成･雇用の創出
○自然を活かしたまちづくり
○公園の整備･維持･管理
○道路･標識の整備･維持･管理
○公共施設の整備･維持･管理
○交通安全教室の開催
○防犯協会連合会等防犯活動組織への支援･協力
○防犯灯の整備　　･････など

第６章
目標事業量及び点検・推進体制

1　後期行動計画の目標一覧

①　数値目標

後期行動計画においては、計画全体の進捗状況を評価するため、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策レベルの市民評価状況（アウトカム）も点検・評価することが求められています。

アウトプット：施策や事業をどれだけ実施したか・・・仕事量、頻度、時間等
アウトカム：施策や事業の結果、成果、効果、満足度

施策レベル「地域における子育ての支援」の評価指標と目標

指標		現状（平成21年度）	目標（平成26年度）	担当課
お母さんはゆったりとした気分で、子どもと過ごす時間がある	就学前児童保護者	65.1%	70.0%以上	福祉事務所
	小学生保護者	58.7%		
子育てについて、気軽に相談できる近所の人や友人がいる	就学前児童保護者	84.9%	90.0%以上	
	小学生保護者	86.5%		
子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じる	就学前児童保護者	71.7%	80.0%以上	
	小学生保護者	75.2%		
希望した時期や時間に子育て支援サービスが利用できる	就学前児童保護者	73.6%	80.0%以上	
	小学生保護者	48.0%	50.0%以上	

施策レベル「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」の評価指標と目標

指標		現状（平成21年度）	目標（平成26年度）	担当課
妊娠期から出産までの期間の満足感･充実感が十分･まあまあ あった	就学前児童保護者	92.2%	95.0%以上	健康増進課
	小学生保護者	90.9%		
乳幼児健診を受け、安心感や満足感が十分・まあまあ得られた	就学前児童保護者	92.5%	95.0%以上	
	小学生保護者	92.8%		
子どものかかりつけ医が居る	就学前児童保護者	92.5%	100%	
	小学生保護者	84.8%		

朝食を毎日食べる	就学前児童	91.8%	100%	健康増進課
	小学生	89.6%		

施策レベル「職業生活と家庭生活との両立の推進」の評価指標と目標

指標		現状（平成21年度）	目標（平成26年度）	担当課
勤務先に産休や育児休暇などの制度があり、利用できる割合	就学前児童父親	19.0%	20.0%以上	商工観光課
	就学前児童母親	44.5%	50.0%以上	
	小学生父親	18.2%	20.0%以上	
	小学生母親	33.8%	50.0%以上	

事業レベルの評価指標と目標

事業名		現状（平成21年度）	目標（平成26年度）	担当課
基本方針1　家族とのふれあいがある				
両親学級・育児学級を利用したことがある	就学前児童保護者	53.2%	70.0%以上	健康増進課
	小学生保護者	52.4%		
基本方針2　ふるさとを愛し、感動する体験の場がある				
自然･伝統文化･歴史にふれあい、スポーツや芸術･文化を体験することで、郷土を愛する心豊かな子どもたちを育てる		実施	実施	教育委員会
基本方針3　思春期を考える				
10代での望まない妊娠		１件(H20)	０件	健康増進課
基本方針4　子育ての支援がある　※印の目標数値（日数）については、国の推定方法により算出				
児童館		１か所	１か所	福祉事務所
ファミリーサポートセンター事業		１か所	２か所	福祉事務所
子育て支援拠点事業（ひろば型）		１か所	２か所	福祉事務所
保育所地域活動事業		10か所	10か所	福祉事務所
通常保育事業（認可保育所）		８か所	８か所	福祉事務所
		463人	480人	

延長保育事業		4か所 30人	4か所 40人	福祉事務所
休日保育事業		1か所	2か所	福祉事務所
病児・病後児保育事業		0か所 0日	1か所 455日※	福祉事務所
一時預かり事業		4か所 250日	5か所 4,701日※	福祉事務所
ショートステイ事業		0か所	1か所	福祉事務所
放課後児童クラブ		8か所 223人	10か所 290人	福祉事務所
放課後子ども教室		12か所	全小学校	教育委員会
基本方針5　子育てしながら仕事が続けられる				
ワークライフバランス(仕事と家庭との調和)という言葉の名前も内容も知っている	就学前児童保護者	10.2%	60.0%以上	商工観光課 教育委員会
	小学生保護者	12.0%		
基本方針6　安心して教育を受けられる				
小中学校の校舎・体育館の耐震化		80.0%	100%	教育委員会
基本方針7　心身の健康保持･増進ができる				
乳児健診(集団)受診率		67.2%	70.0%以上	健康増進課
１歳６ヵ月児健診(集団)受診率		91.0%	93.0%以上	健康増進課
３歳児健診(集団)受診率		86.5%	90.0%以上	健康増進課
５歳児健診(集団)受診率		87.9%	90.0%以上	健康増進課
むし歯保有率(１歳６ヵ月児)		2.3%	0%	健康増進課
むし歯保有率(３歳児)		40.9%	30.0%以下	健康増進課

基本方針8　要保護児への支援がある				
子どもの人権を侵害しているのではないかと思う。何ともいえない	就学前児童保護者	34.3%	10.0%以下	福祉事務所
	小学生保護者	39.4%		
児童相談所への通告件数		１２件	０件	福祉事務所
基本方針9　安心･安全に過ごせる環境がある				
交通事故の負傷者数		19 人	０人	総務課
交通事故以外の事故・事件に巻き込まれた件数		６件	０件	総務課
飲酒・喫煙・深夜徘徊等で補導された人数		15 人	０人	総務課

２　評価指標の点検・評価

本行動計画の推進にあたっては、ＰＤＣＡサイクルを確立し、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検し、その進捗状況を公表するとともに、その後の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

数値目標を掲げた項目について、各担当部署において進捗状況を把握し、本行動計画策定事務局である福祉事務所で一括管理していきます。

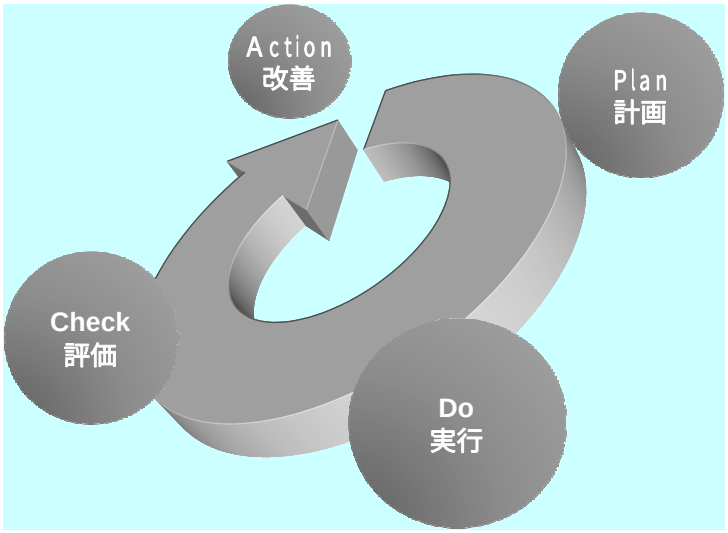

PDCA サイクルのイメージ

資　料　編

１　竹田市すこやか行動計画策定委員会設置要綱

竹田市すこやか行動計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 10 月 21 日
告示第 112 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく行動計画（以下「計画」という。）の策定を目的として設置する竹田市すこやか行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は、市長が委嘱した別表第１に掲げる委員をもって組織する。

２　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（会長及び副会長の職務）

第３条　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（実務部会）

第５条　委員会の円滑な運営を図るため、実務部会を置く。

２　実務部会は、別表第２に掲げる委員をもって組織する。

３　実務部会は、会長の命を受け、委員会の事務を処理する。

（任期）

第６条　委員会及び実務部会の委員の任期は、計画の完成までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

この告示は、平成20年11月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

２　策定委員会委員名簿

竹田市すこやか行動計画（後期計画）策定委員会委員　（敬称略）

No.	所　属	氏　名	備考
1	竹田市副市長	渡部　英雄	会長
2	竹田市教育長	吉野　英勝	
3	豊肥保健所長	中里　興文	
4	竹田市自治会連合会会長	早川　和	副会長
5	竹田市民生委員・児童委員協議会会長	渡邊　文夫	
6	竹田市医師会代表	秦　一敏	
7	竹田市歯科医師会代表	佐藤　亮	
8	竹田商工会議所会頭	後藤 万寿郎	
9	竹田市ＰＴＡ連合会会長	井上　隆明	
10	竹田市小中学校校長代表	後藤　禮子	
11	竹田市母子保健推進員代表	大塚　清美	
12	竹田市子育てサークル代表 （ひよこクラブ）	後藤　ゆき	
13	ひだまりの会代表	阿南　智子	
14	外国人妻の会代表	山室 イメルダ	
15	行動計画策定実務部会代表 （竹田市主任児童委員代表）	堀　正美	
16	竹田市教育委員会生涯学習課長	佐々木 成二	
17	竹田市教育委員会学校教育課長	島田　郁郎	
18	竹田市健康増進課長	石井 八千代	
19	竹田市福祉事務所長	佐田　亨	

３　策定実務部会委員名簿

竹田市すこやか行動計画（後期計画）策定実務部会委員名簿　（敬称略）

No.	委　　員	氏　名	備考
1	主任児童委員代表	堀　　正美	
2	母子保健推進員代表	甲斐　祐子	
3	保育所保育士代表（公立）	佐藤　美紀	
4	保育所保育士代表（私立）	十時　春美	
5	幼稚園教諭代表（公立）	深田 佳寿子	
6	幼稚園教諭代表（私立）	吉岡　洋子	
7	養護教諭小学校代表	那須 利恵子	
8	養護教諭中学校代表	田北　京子	
9	豊肥保健所母子保健担当	長田 裕美子	
10	教育委員会学校教育課員	安達　京子	
11	教育委員会生涯学習課家庭教育担当	中村 美智子	
12	企画情報課少子化対策担当	小島　　崇	
13	竹田市児童館長	高橋 美代子	（兼）
14	地域総合相談窓口相談員（竹田）	和田　博美	
15	地域総合相談窓口相談員（荻）	高橋 美代子	（兼）
16	地域総合相談窓口相談員（久住）	高山　　浩	
17	地域総合相談窓口相談員（直入）	清水　和枝	
18	健康増進課健康増進係長	甲斐 香代子	
19	健康増進課健康増進係保健師	吉田 まり子	
20	荻支所市民生活課保健師	渡邊 由美子	
21	久住支所市民生活課保健師	渡邊　潤子	
22	直入支所市民生活課保健師	白石 実智代	
23	福祉事務所母子自立支援員	伊東　竹美	
24	福祉事務所子育て支援係長	岩本　　郁	
25	福祉事務所子育て支援係員	足立　達哉	
26	福祉事務所子育て支援係員	松田　好恵	
27	福祉事務所子育て支援係員	森崎　訓佳	

4　用語解説

ア

一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴い行う一時的な保育です。
ＡＥＤ（自動体外式除細動器）	心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性の不整脈の状態を、心臓に電気ショツクを与えることにより、正常な状態に戻す医療機器。 平成 16 年 7 月から、救命の現場に居合わせた一般市民が使用することができるものとし、併せて積極的な普及活動を推進しています。
オアシス運動	オアシス運動は挨拶の言葉の頭文字をとったもので、 オ「おはようございます」 ア「ありがとうございます」 シ「失礼します（失礼しました）」 ス「すみません（すみませんでした）」 を日ごろから言えるように心がけようという運動です。

カ

子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気等により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において短期間児童を養育・保護します。
子育てバリアフリー	公共施設やデパート、スーパー、金融機関など不特定多数の人が利用する施設について、ベビーカーでも利用しやすいトイレやおむつの交換場所、授乳スペースなど妊婦や乳幼児を連れた人などの利用に配慮した設備等の整備をするものです。

合計特殊出生率	女性が出産可能な年齢を 15～49 歳と規定し、それぞれの出生率を足し合わせることで、人口構成の偏りを排除した、1 人の女性が一生に産む子どもの数の平均を表します。
コーホート変化率法	コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、一定期間における人口変化率が、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推定する方法。0～4 歳の将来人口については、コーホート変化率では計算できないため「子供婦人比率」から算出。 子供婦人比率＝0～4 歳の人口÷25～34 歳の女子人口

サ

児童館	市町村が児童に健全な遊びを与えることを目的とした施設で、児童センターと呼ぶところもあります。
人口置換水準	長期的に人口を維持できる水準（合計特殊出生率 2.07）をいいます。

タ

第二次性徴	雌雄が示す身体的特徴のうち、生殖腺・生殖器見られる雌雄の違い（第一次性徴）以外の。体つきや声の質、ひげなど性による体の形質の差を言うものです。 おおむね 10～15 歳頃から身体的特徴に性別による違いが発達し始めます。第二次性徴が発達しはじめ、子供から大人の身体に変化している時期を思春期と呼びます。
地域子育て支援拠点事業	厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 「地域子育て支援センター事業」と「つどいの広場事業」があります。
長期欠席者	在学者のうち 1 年間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒をいう。

特別支援学級	学校教育法第81条第２項各号に該当する児童生徒（知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障がいのある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。）で編制されている学級をいう。

ナ

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
認可外保育施設	保育所と同様な役割を果たしていますが、児童福祉法による認可を受けていない保育施設のことです。
ノーマライゼーション	高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

ハ

病児・病後児保育	症状の急変が認められない状態の子どもや病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かります。
ファミリーサポートセンター事業	育児の手助けができる人(提供会員)と、育児の手助けが必要な人(依頼会員)を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて育児の手助けができる提供会員を紹介するものです。
保育所（認可保育所）	児童福祉法による認可を受けている保育所のことです。保護者が仕事などのため家庭で児童をみられない場合に、0 歳からの子どもを対象に 1 日原則 8 時間の保育を行う施設であり、地域で身近な子育て支援となる福祉施設です。
放課後児童クラブ	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものをいいます。

放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの居場所を提供し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組をするものです。
マ	
マタニティマーク	母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」の課題の一つである「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保」を推進するため、「健やか親子21」推進検討会が公募したマーク。このマークの使用により、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することを目的としています。
ヤ	
Ｕ・Ｉ・Ｊターン	Ｕターン：都市等に就学・就職していた人がふるさとに戻る（就職する）こと Ｉターン：都市等出身者が地方圏に就職・転職すること Ｊターン：都市等に就学・就職していた人がふるさとの近くのまちに戻る（就職する）こと
幼稚園	満３歳から小学校就学前までの幼児を預かり、心身の発達を促し、集団生活に慣れさせることを目的に１日４時間を標準とした幼児教育施設をいいます。
要保護児童	児童福祉法第６条の３に規定する「保護者のいない児童や保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」であり、これには虐待を受けた子どもに限らず、不登校や非行児童、さらに心身に障がいのある児童、性格・行動において問題のある子どもなど、特別な支援を要する子どもも含まれます。
ワ	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

『竹田市すこやか行動計画』

（竹田市次世代育成支援後期行動計画）

発行年月　平成２２年３月
発　　行　大分県 竹田市
企画編集　竹田市福祉事務所 子育て支援係
〒878－8555
大分県竹田市大字会々１６５０
TEL：0974-63-1111(代表)・4811(直通)
FAX：0974-63-0988
E メール：fukusi@city.taketa.lg.jp
ホームページ：www.city.taketa.oita.jp

R100
古紙パルプ配合率100％再生紙を使用